

---

---

放送人権委員会決定 第62号  
「STAP細胞報道に対する申立て」  
— 勸告 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

# 「STAP細胞報道に対する申立て」に関する委員会決定 — 勸 告 —

申立人 小保方 晴子

被申立人 日本放送協会（NHK）

苦情の対象となった番組

『NHKスペシャル 調査報告 STAP細胞 不正の深層』

放送日時 2014年7月27日（日）午後9時～9時49分

【決定の概要】	2 ページ
【本決定の構成】	
I 事案の内容と経緯	4 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断	6 ページ
1. 委員会の判断の視点について	
2. ES細胞混入疑惑に関する名誉毀損の成否について	
3. 申立人と笹井芳樹氏との間の電子メールでのやりとりの放送について	
4. 取材方法について	
5. その他の放送倫理上の問題について	
III 結論	21 ページ
IV 放送概要	34 ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	42 ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	49 ページ

## 【決定の概要】

NHK（日本放送協会）は2014年7月27日、大型企画番組『NHKスペシャル』で、英科学誌ネイチャーに掲載された小保方晴子氏、若山照彦氏らによるSTAP細胞に関する論文を検証した特集「調査報告 STAP細胞 不正の深層」を放送した。

この放送に対し小保方氏は、「ES細胞を『盗み』、それを混入させた細胞を用いて実験を行っていたと断定的なイメージの下で作られたもので、極めて大きな人権侵害があった」などと訴え、委員会に申立書を提出した。

これに対しNHKは、「『STAP細胞はあるのか』という疑問に対し、客観的な事実を積み上げ、表現にも配慮しながら制作したものであって、申立人の人権を不当に侵害するようなものではない」などと反論した。

委員会は、申立てを受けて審理し決定に至った。委員会決定の概要は以下の通りである。

STAP研究に関する事実関係をめぐっては見解の対立があるが、これについて委員会が立ち入った判断を行うことはできない。委員会の判断対象は本件放送による人権侵害及びこれらに係る放送倫理上の問題の有無であり、検討対象となる事実関係もこれらの判断に必要な範囲のものに限定される。

本件放送は、STAP細胞の正体はES細胞である可能性が高いこと、また、そのES細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたものであって、これを申立人が何らかの不正行為により入手し混入してSTAP細胞を作製した疑惑があるとする事実等を摘示するものとなっている。これについては真実性・相当性が認められず、名誉毀損の人権侵害が認められる。

こうした判断に至った主な原因は、本件放送には場面転換のわかりやすさや場面ごとの趣旨の明確化などへの配慮を欠いたという編集上の問題があったことである。そのような編集の結果、一般視聴者に対して、単なるES細胞混入疑惑の指摘を超えて、元留学生作製の細胞を申立人が何らかの不正行為により入手し、これを混入してSTAP細胞を作製した疑惑があると指摘したと受け取られる内容となってしまう。

申立人と笹井芳樹氏との間の電子メールでのやりとりの放送によるプライバシー侵害の主張については、科学報道番組としての品位を欠く表現方法であったとは言えるが、メールの内容があいさつや論文作成上の一般的な助言に関するものにすぎず、秘匿性は高くないことなどから、プライバシーの侵害に当たるとか、放送倫理上問題があったとまでは言えない。

本件放送が放送される直前に行われたホテルのロビーでの取材については、取材を拒否する申立人を追跡し、エスカレーターの乗り口と降り口とから挟み撃ちにするようにしたなどの行為には放送倫理上の問題があった。

その他、若山氏と申立人との間での取扱いの違いが公平性を欠くのではないか、ナレーションや演出が申立人に不正があることを殊更に強調するものとなっているのではないか、未公表の実験ノート of 公表は許されないのではないか等の点については、いずれも、人権侵害または放送倫理上の問題があったとまでは言えない。

本件放送の問題点の背景には、STAP研究の公表以来、若き女性研究者として注目されたのが申立人であり、不正疑惑の浮上後も、申立人が世間の注目を集めていたという点に引きずられ、科学的な真実の追求にとどまらず、申立人を不正の犯人として追及するというような姿勢があったのではないかと。委員会は、NHKに対し、本決定を真摯に受け止めた上で、本決定の主旨を放送するとともに、過熱した報道がなされている事例における取材・報道のあり方について局内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

# I 事案の内容と経緯

## 1. 放送の概要と申立ての経緯

NHKは2014年7月27日、大型企画番組『NHKスペシャル』で、英科学誌ネイチャーに掲載された小保方晴子氏、若山照彦氏らによるSTAP細胞に関する論文を検証した特集「調査報告 STAP細胞 不正の深層」を放送した。

本件番組は、ネイチャーが同年7月にこの論文の取り下げを発表、「研究結果は白紙にもどった」ことを受け、そうした論文が「なぜ世に出たか」を検証するとして、論文の画像・グラフの点検やSTAP細胞の由来などについて調査報道したもの。番組後半では、論文不正が起こる背景や不正を防ぐ取り組みなども紹介している。

この放送に対し申立人はNHKに「抗議書」(2014年10月20日付)を送付し、申立人に対して著しい人権侵害行為があったと主張、「謝罪を含めた適正な対応」を求めた。NHKは「回答書」(同年11月6日付)で、本件番組には「不公正」「偏向」はなく「著しい人権侵害行為」にはあたらず、申立人の権利を違法に侵害するものではないと答えた。

その後、申立人は2015年7月10日付で「申立書」を委員会に提出。その中で本件放送(本件番組のうち、後述の「IV 放送概要」において示した部分を指す)がタイトルで「不正」と表現し、「何らの客観的証拠もないままに、申立人が理化学研究所内の若山研究室にあったES細胞を『盗み』、それを混入させた細胞を用いて実験を行っていたと断定的なイメージの下で作られたもので、極めて大きな人権侵害があった」と訴えた。このほか、申立人への直接取材の際「違法な暴力取材を強行し」て、申立人を負傷させた、など様々な問題点を指摘した。

NHKは人権侵害があったとする申立人の主張に対して、「今回の番組は、世界的な関心を集めていた『STAP細胞はあるのか』という疑問に対し、2000ページ近くにおよぶ資料や100人を超える研究者、関係者の取材に基づき、客観的な事実を積み上げ、表現にも配慮しながら制作したものであって、申立人の人権を不当に侵害するようなものではない」と答えた。申立人に対して直接取材を行ったことに関しては、「安全面での配慮に欠ける問題のある取材手法であったと反省している」としたものの、その他、指摘された点については「問題はない」などと反論した。

委員会は2015年8月18日に開催された第223回委員会で、委員会運営規則第5条(苦情の取り扱い基準)に照らし、審理入りすることを決め、19回にわたる審理、双方へのヒアリング、4回の起草委員会の開催などを経て委員会決定の通知・公表に至った。

本件放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁の概要は「V 申

立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。申立てに至る経緯及び審理経過は末尾「Ⅵ 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

## 2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無と、それに係る放送倫理上の問題を検討するために委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- タイトルでの「不正」という表現の与える印象
- 専門家の指摘の与える印象
- CGやナレーション、その他演出の与える印象
- 申立人が若山研究室のES細胞を盗んだという印象を与えるか
- 実験ノートの引用方法とその放送に著作権法違反があったか
- 申立人と笹井氏との間の電子メールの放送に問題があったか
- 取材方法に問題があったか

## II 委員会の判断

### 1. 委員会の判断の視点について

はじめに、委員会が本決定を行う際の視点を述べておきたい。申立人らによって執筆され、英科学誌ネイチャーに掲載されたSTAP細胞に関する論文（以下、2本の論文を合わせて「STAP論文」と言い、これらに関わる研究を概括して「STAP研究」と言う）は、2014年7月に取り下げられている。また、理化学研究所（理研）が設置した「研究論文に関する調査委員会」による「研究論文に関する調査報告書」（2014年12月25日。以下、「第2次調査報告書」と言う）は申立人が2つの実験・解析について不正行為を行ったと認定し、また、STAP幹細胞、FI幹細胞、キメラ、テラトーマがすべてES細胞の混入に由来するものであるとした。

他方で、申立人は、STAP現象の存在をなおも主張している。また、第2次調査報告書による不正認定については、同報告書は「NHKが作りだした不公正な社会風潮のもと調査が行われ、作成されたもの」であって不正確なものであり、自身はPIすなわち研究室の責任者であった若山照彦氏に対して従属的な立場にあったもので、STAP研究の主たる責任は同氏にあると強く主張している。

本来、STAP研究に関する事実関係をめぐる見解の対立について、調査権限を有さず、また、生物学に関する専門的な知見をもち合わせていない委員会が立ち入った判断を行うことはできない。こうした判断は委員会ではなく、科学コミュニティによってなされるべきものである。委員会の判断対象は本件放送による人権侵害及びこれに係る放送倫理上の問題の有無であり、検討対象となる事実関係もこれらの判断に必要な範囲のものに限定される。したがって、本件放送で触れられていない事情が考慮されるのも、こうした範囲内でのことである。

### 2. ES細胞混入疑惑に関する名誉毀損の成否について

#### (1) 申立人の主張と判断方法

申立人は、本件放送について、「申立人が理研内の若山研究室にあったES細胞を『盗み』、それを混入させた細胞を用いて実験を行っていたかのようなイメージを視聴者に想像させる内容」となっており、それが人権侵害に当たると主張する。ここでいう人権侵害とは、名誉毀損のことであると思われるので、以下その前提で判断する。

名誉毀損があったかどうか、すなわち本件放送が申立人の社会的評価を低下させるものかどうかについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。また、社会的評価の低下の有無を判断する前提として、本件放送によって摘示された事実がどのようなものであったかが問題となるが、これについても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断する（最高裁2003年

10月16日判決〔テレビ朝日ダイオキシン報道事件〕。

## (2) 関係部分の構成

本件放送のうち、ES細胞混入疑惑に関する名誉毀損の成否に関わる部分（以下、「関係部分」とも言う）について、ここではまずは番組の流れを確認する。その上で、次の(3)において本件放送による摘示事実がどのようなものであったかを検討する。

関係部分は、「STAP細胞は存在するのか」と題するパートの一部であり、その流れは以下のようなものである。

### ① ハーバード大学のジョージ・デイリー教授（以下、役職名や組織名は本件放送当時のもの）のインタビューを交えた同教授の研究を紹介する部分

STAP細胞の再現実験に取り組んだが一度も成功していないことが述べられた上で、細胞が緑に光る現象は細胞が死ぬ直前に起きる現象だと考えている旨、及び、今のところ、論文に書かれたような方法ではSTAP細胞はできないと考えている旨の同教授の発言が放送されている。

### ② 若山氏がSTAP細胞の有無について検証していることを紹介する部分

ここではまず、STAP細胞だとして申立人から渡されて培養され、若山研究室に残っていた細胞の遺伝子の解析結果について若山氏が説明を受ける場面が放送され、「いずれも129ではないです」というテロップが表示される。129とはマウスの系統のことであるが、このこと自体についての説明はなされていない。

同じく若山氏による検証の紹介部分では続いて、上記の遺伝子解析の結果が説明される。STAP細胞は、申立人が若山氏から渡されたマウスから作製していたはずであり、このため、作製されたSTAP細胞と元になったマウスとは遺伝子が一致するはずである。しかし、遺伝子解析の結果、両者は異なるものであったことが述べられる。これを受けて、「すべて僕のほうにミスがないっていうのを、自分で納得しないと先に進めない」などの若山氏の発言が放送されている。

### ③ 理研の遠藤高帆上級研究員による解析結果を紹介する部分

独自に検証に乗り出した遠藤氏が、公開されていたSTAP細胞に関連する遺伝子情報を解析し、若山氏が申立人から渡された細胞には、アクロシンGFPという精子で発現する特殊な遺伝子が組み込まれていることが分かったとされる。ここでは、アクロシンはSTAP研究にはまったく必要がないとか、STAP細胞は調べれば調べるほど存在自体がわからなくなってくるといった遠藤氏の発言も放送されている。



④ 遠藤氏の解析結果を知らされた若山氏の反応とE S細胞混入疑惑の提示部分

若山氏にはアクトシンGFPが組み込まれたマウスに心当たりがあった。若山研究室では、そのマウスからE S細胞を作製し保管していたからである。これを受けて本件放送は、「小保方氏から受け取った細胞に、このE S細胞が混入していたのではないか」と疑問を提起する。

⑤ この疑問に対する若山氏と申立人の主張を紹介する部分

若山氏は、自らの実験の過程でE S細胞が混入する可能性がなかったか繰り返し調べたが、思い当たらなかったという。一方、申立人に関しては、E S細胞のコンタミ（混入）ということが起こり得ない状況を確認していた、という2014年4月9日の記者会見での発言を放送するなどしてその主張が紹介された。

⑥ 不正疑惑の発覚後、申立人の研究室で使われる冷凍庫から見つかった細胞に関する部分

⑤の場面のあと、若山氏や申立人の研究室のあった理研CDB（発生・再生科学総合研究センター）の建物の映像を背景に、「取材を進めるとE S細胞をめぐって、ある事実が浮かびあがってきた」というナレーションが入る。そののち、冷凍庫から細胞チューブの入った容器が見つかったという話題に移る。その内容物であるE S細胞は若山研究室にいた元留学生が作製したものであり、申立人は、実験用のE S細胞を若山研究室から譲与されて保存していると説明してきたと放送される。ところが、この細胞は、「去年」すなわち2013年に若山研究室が山梨大学に移転する際に持っていくことになっていたものであり、申立人の元にあるのは不可解であるという指摘があるとの紹介がされる。そして、このE S細胞を作製したという元留学生が、電話インタビューで、これがSTAPと関係あるところに見つかったことに驚いたこと、それを申立人に直接渡したことはないことを述べる音声放送される。これを受けて「なぜこのE S細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか。私たちは、小保方氏にこうした疑問に答えて欲しいと考えている」というナレーションが流れる。

⑦ まとめの部分

ここでは、さらに次のようなナレーションが流れる。「これまでの取材では、STAP細胞の再現実験に成功した研究者はいない。さらに残されていた細胞について解析したところ、実験に使われたはずのマウスとは異なる遺伝子が検出された。E S細胞ではないかという疑いも浮かびあがっている。次々と指摘される新たな疑惑に対して、理研は調査を先送りしてきた。明確な答えを示さないまま、小保方氏

によるSTAP細胞の検証実験を進めようとしている」等である。その上で、これらのナレーションへの反論として、CDBの竹市雅俊センター長が検証実験の意義を強調するインタビュー発言が放送され、次の「エリート科学者 問われる責任」と題するパートに移る。

### (3) 関係部分による摘示事実とその真実性

一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とすれば、関係部分による摘示事実は以下のようなものであると言える。

a) STAP細胞の正体はES細胞である可能性が高いということ（①から⑦までの全体、直接的には④より）

④では、「小保方氏から受け取った細胞に、このES細胞が混入していたのではないか」という疑問形が用いられており、STAP細胞の正体がES細胞であると断定的に述べたものとまでは言えないが、本件放送が、他の仮説に言及することなくES細胞説で全体の説明を組み立てていることからすると、可能性の高い仮説として提示しているものと理解される。

b) 若山氏の解析及び遠藤氏の解析によれば、申立人の作製したSTAP細胞はアクロシンGFPマウスから作製されたES細胞である可能性があること（②から④より）

遠藤氏の解析対象となったSTAP細胞がアクロシンGFPの組み込まれたものである点は番組中で明示されているが、番組で紹介された場面で行われた若山氏の解析の対象となった細胞については特に説明がない。実際には両解析において対象となった細胞は別のものであり、若山氏の解析対象となったSTAP細胞はアクロシンGFPマウス由来のものではない。しかし、STAP細胞にはいくつかの種類があることが番組では説明されていないため、そのような知識のない一般視聴者は、若山氏にアクロシンGFPが組み込まれたマウスに心当たりがあり、若山研究室ではそのマウスからES細胞を作製し保管していたとされた上で、「小保方氏から受け取った細胞に、このES細胞が混入していたのではないか」と放送されることによって（③から④）、若山氏が解析対象としたSTAP細胞も遠藤氏が解析したSTAP細胞と同じもの、つまり、アクロシンGFPの組み込まれたES細胞である可能性があるとして受け止めるだろう。

c) STAP細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたES細胞に由来する可能性があること（①から⑦までの全体、

直接的には⑤⑥より)

このように摘示事実を理解する前提には、「S T A P細胞は存在するのか」と題するパートのうちの、①から⑤までの場面と⑥とを連続したものと捉えていることがある。それにより、遠藤氏の解析対象のS T A P細胞、若山氏の解析対象のS T A P細胞、若山研究室に保管されていたアクロシンG F Pの含まれるE S細胞、さらに若山研究室の元留学生が作製したE S細胞という4つの細胞が同一のものであると断定こそされていないが、⑥を⑤までの部分と連続したものと受け取られる編集によって、そのような可能性があるという上記の摘示事実が示されたと言える。

これに対してNHKは「場面転換の映像とコメントによって、構成上、区切りがつくように配慮した」として、⑥は⑤までの場面とは独立したものであって、⑤までの場面で登場するE S細胞と⑥で取り上げられるE S細胞とは別のものとして放送されていると主張する。「場面転換の映像とコメント」とは、⑤の場面のあと、C D Bの建物を背景に、「取材を進めるとE S細胞をめぐる、ある事実が浮かびあがってきた」というナレーションが入っていることを指していると思われる。

しかし、まず、④で若山研究室ではアクロシンG F Pが組み込まれたマウスからE S細胞を作製して保管していたとし、「小保方氏から受け取った細胞に、このE S細胞が混入していたのではないかとE S細胞の混入疑惑を指摘している。そのうち、⑤では若山氏と申立人の双方が混入の可能性を否定していることを紹介した上で、⑥では、取材を進めると、申立人の研究室にはE S細胞が保管されていたことが判明したとし、元留学生の作製したE S細胞が「申立人の元にあるのは不可解である」(したがって、混入の可能性もありうる)という指摘がなされている。以上のように、④から⑥は、いずれも混入の可能性に関わる内容であるから、一般視聴者はこれらを一連のものとして見ると理解するのが自然である。

NHKの主張通り⑥を独立した内容であると捉えるためには、次に述べる通り、⑤と⑥との間に2年以上の間隔があることを意識する必要があるが、これらの場面においてこの点が強調されているわけではないから、一般視聴者がこうした時系列を意識して視聴するわけではないだろう。また、仮に、意識的に時系列に関心をもって視聴する者を前提とした場合には、次に述べる通り、⑥の場面をおいた趣旨の理解は困難となってしまう。結局、いずれの場合でも、⑤までの場面と⑥とを連続させて捉えるのが自然であるといえる。

すなわち、⑥は、問題発覚後の申立人の冷凍庫から入手経緯の不明なE S細胞が発見されたという内容であるが、S T A P研究が行われていた時期(番組では、キメラ実験が成功したとされるのは2011年11月だと紹介されている)と、この元留学生のE S細胞が発見された時期(番組中で明示されないが、「問題発覚後」が、S T A P研究に疑義が呈され始めた時期を指すとすれば、それは2014年2月で

ある)とは2年以上異なる。NHKが主張するように「⑥は⑤までの場面とは独立したものであって、⑤までの場面で登場するES細胞と⑥で取り上げられるES細胞とは別のもの」とみるのであれば、なぜ⑤までの場面に続けてSTAP研究から2年以上経過した時点における元留学生作製のES細胞の保管状況に疑問を呈する部分(⑥)が放送されたのか、その趣旨を理解するのが困難である。すなわち、アクロシンGFPが組み込まれたES細胞が混入したのではないかというSTAP研究当時の混入の可能性を指摘した部分(③④)を放送し、それに続けて、STAP研究から2年以上経過した時点における元留学生作製のES細胞の保管状況を紹介した後に、「なぜこのES細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか」と疑問を呈するナレーション(⑥)がされたのか、⑤までの場面で登場するES細胞と⑥で取り上げられるES細胞とは別のものであるというNHKが主張する前提では、その意味が理解できないだろう。

結局、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方の観点からは、前述のように④から⑥を一連のものとするのが自然であるが、意識的に時系列に関心をもって視聴する注意深い視聴者にとっても、以上述べたように、⑤⑥は一連のものとして理解されると言えるのである。

NHKは、⑥の場面を独立のものとして放送したのは、理研が当時、申立人の研究室に残存していた試料等についての調査に消極的であったことを指摘するためであると主張している。しかし、⑥では、NHKの主張する上記のような趣旨についての明示的な説明はおろか、理研という言葉すら出てきておらず、逆に、最後のナレーションは、先ほども指摘したように「なぜこのES細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか。私たちは、小保方氏にこうした疑問に答えて欲しいと考えている」(傍点は委員会による)というもので、問いかけの対象は申立人である。こうした点からすると、この部分が理研を批判する趣旨のものであると受け止めることはできないだろう。さらに、⑥はあくまで「STAP細胞は存在するのか」について扱うパートの一部なのであり、その後⑦が挟まれたうえ、「エリート科学者 問われる責任」という理研の対応を批判するパートに移るという構成になっているのである。

以上からすると、⑥の場面を独立のものとして一般視聴者は見るはずであるというNHKの主張には説得力がなく、一般視聴者は⑤までの場面と⑥とを連続したものと理解するものと考えられる。

- d) 申立人は元留学生作製のES細胞を何らかの不正行為により入手し、混入してSTAP細胞を作製した疑惑があること(①から⑦までの全体、直接的には⑤⑥より)
- 申立人は、「全体の構成として、申立人が理研内の若山研究室にあったES細胞を

『盗み』、それを混入させた細胞を用いて実験を行っていたかのようなイメージを視聴者に想像させる内容になっている」とし、本件放送は、申立人がE S細胞を盗み、それを混入したことを断定的に述べるものであると主張する。そこで、疑惑に言及する⑥の場面について、疑惑の提示にとどまっているのか断定に至っているのかを検討する。

番組では、具体的な不正行為を意味するような言葉は用いられていないものの、まず、このE S細胞について、申立人が実験用のE S細胞を若山研究室から譲与されたと説明してきたことを紹介した上で、それが本来は若山研究室の移転に伴って山梨大学に持っていくことになっていたと説明される。加えて、S T A P細胞と関係のあるところに見つかったことに驚いた、申立人に直接渡したことはないという元留学生の発言を放送するという構成になっている。このような流れからすれば、このE S細胞は申立人の研究室にあるはずのものではなく、何らかの不正行為によって入手したものであることが示唆されていると言える。しかし、それ以上に具体的な指摘はなく、⑥の最後のナレーションが「なぜこのE S細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか。私たちは、小保方氏にこうした疑問に答えて欲しいと考えている」という問いかけにとどまっていることからすれば、本件では、何らかの不正行為によってE S細胞を入手し、混入したと断定したとまでは言えず、疑惑の提示にとどまっていると考える。

以上をまとめると、本件放送の関係部分による摘示事実は以下の通りである。

- a) S T A P細胞の正体はE S細胞である可能性が高い。
- b) 若山氏の解析及び遠藤氏の解析によれば、申立人の作製したS T A P細胞はア クロシンG F Pマウスから作製されたE S細胞である可能性がある。
- c) S T A P細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたE S細胞に由来する可能性がある。
- d) 申立人には元留学生作製のE S細胞を何らかの不正行為により入手し、混入してS T A P細胞を作製した疑惑がある。

これらの事実（とりわけd）の事実）を摘示することが申立人の社会的評価を低下させることは明らかである。

#### （4）免責事由について

社会的評価を低下させるような放送であっても、放送によって摘示された事実が公共の利害に関わり、かつ、主として公益目的によるものであって、当該事実の少なくとも重要部分が真実であるか又は真実と信じることについて相当の理由があることがNHKによって証明された場合には、名誉毀損による人権侵害には当たらない。

また、委員会は、疑惑報道の萎縮を可能な限り避けるという観点から、疑惑を指摘する場合には、断定を避けてあくまでも疑惑の提示として理解されるように配慮されており、かつ、当該疑惑の指摘に相当の理由があるのであれば、名誉毀損の人権侵害には当たらないという考え方を採用してきた（決定第51号「大阪市長選関連報道への申立て」、第55号「謝罪会見報道に対する申立て」参照）。

以下ではこれらの点について検討する。

#### ① 公共性・公益目的について

上記関係部分による摘示事実は、容易に作製できる新たな万能細胞の発見であり、再生医療の発展にも大きな寄与をなしうる画期的な研究として国民的、さらには国際的な注目を集めたSTAP研究に疑義が生じたことを受け、STAP細胞だとされたものの正体を明らかにしようとする調査報道であるから、高い公共性を有する。

また、本件番組は、国民的・国際的な注目を集めたSTAP研究に関する不正の内容について報道するとともに、より一般的に、研究不正が頻発する背景にはどのような事情があり、どのような解決策がありうるのかということにまで踏み込むもので、本件放送はその内容をなすものとして高い公共性が認められる。

次に、公益目的については、本件番組が上記のように高い公共性を有する内容を、多くの資料や研究者・関係者への取材に基づいて放送することによって視聴者の関心に応えようとするものであるから、その内容をなす本件放送には主として公益を図る目的が認められる。

#### ② 真実性・相当性について

摘示事実a) ——STAP細胞の正体はES細胞である可能性が高い——について

STAP論文を掲載したネイチャー誌が2015年9月24日付電子版において、各国の研究チームの研究成果を掲載するとともに、STAP現象が真実ではないことが立証されたと指摘した。このこと等により、STAP細胞が存在しないことは科学コミュニティの共通理解となっているものと思われる。他方、STAP細胞の正体については、理研の第2次調査報告書ではES細胞説がとられ、この立場は上記のネイチャー電子版に掲載された理研の研究チームの論文でも維持されているとのことであり、そこからすれば、ES細胞説が少なくとも有力な仮説であると言いうるから、摘示事実a)には真実性又は相当性が認められると考えられる。

なお、申立人は、刺激によってOct4遺伝子が陽性となって細胞が発光する現象が見られることをもって、STAP現象が存在すると主張しているが、ここで問題となるのは、キメラマウス実験の成功などによって万能性がより厳密に証明されたSTAP細胞のことであり、そのような現象の存在によって上記の判断を覆すこ

とはできない。

摘示事実b) ——若山氏の解析及び遠藤氏の解析によれば、申立人の作製したS T A P細胞はアクロシンG F Pマウスから作製されたE S細胞である可能性がある——について

若山氏が解析対象としたS T A P細胞のうち、F L Sと呼ばれるものにアクロシンG F P遺伝子が組み込まれていることは、若山氏による解析結果のみならず、第2次調査報告書でも認められており、その重要部分において真実性が認められる。遠藤氏の解析の結果についてなされた「若山氏が小保方氏から渡されたという細胞には、『アクロシンG F P』という特殊な遺伝子が組み込まれていることがわかった」という説明についても、真実性が認められる。

これらの事情と摘示事実a)の真実性・相当性について述べたことからすれば、摘示事実b)には真実性又は相当性が認められる。

摘示事実c) ——S T A P細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたE S細胞に由来する可能性がある——について

元留学生が作製したE S細胞が問題発覚後の申立人の研究室の冷凍庫で保管されていたこと自体は真実だと認められるが、次に述べる通り、このE S細胞がS T A P細胞の正体である可能性があるという点には、以下の通り真実性・相当性が認められない。

NHKによれば、このE S細胞は、S T A P細胞実験が最初に成功したとされる2011年11月に先立つ同年7月に樹立されている。また、作製者である元留学生は、若山研究室でS T A P研究が行われていた時期には、同研究室で核移植E S細胞の実験などを行っており、2012年3月上旬には、若山研究室で最初に申立人からS T A P細胞の作製方法の教示を受けたという。さらに、同年10月の帰国前にはS T A P細胞に関連するテーマで実験を行っていた。

しかし、これらの事情を超えて、若山氏や遠藤氏の解析対象となったS T A P細胞が、元留学生の作製したE S細胞である可能性を裏付ける資料は示されていない。NHKは「留学生のE S細胞が、S T A P問題に関連していなかったと言うことは科学的には出来ない」という遠藤氏の指摘を引用しているが、可能性が否定しきれないという程度では、摘示事実c)の真実性が証明されたとは言えない。また、摘示事実c)について真実であると信じるについて相当性があることを示す資料も示されていないから、相当性も認められない。

摘示事実 d) ——申立人は元留学生作製の細胞を何らかの不正行為により入手し、混入して S T A P 細胞を作製した疑惑がある——について

次に述べる通り、真実性・相当性は認められない。

まず、摘示事実 c) の真実性・相当性の検討の際に示した通り、元留学生の E S 細胞が S T A P 細胞であった可能性に真実性・相当性が認められない以上、元留学生の E S 細胞を混入して S T A P 細胞を作製したとの疑惑は、真実性・相当性のいずれも認められない。次に、申立人が元留学生作製の細胞を何らかの不正行為により入手したとの点についても、その真実性・相当性を基礎づける資料は示されていない。

もっとも、ここで問題としているのは、何らかの不正行為による入手や混入そのものの真実性・相当性ではなく、これらの点について疑惑をかけるだけの相当の理由があったかどうかということである。この点を考えてみると、まず、元留学生の E S 細胞を何らかの不正行為によって入手したという疑惑については、確かに、この細胞が申立人の研究室の冷凍庫に保管されるに至った経緯については申立人と N H K との間で主張に食い違いがあり、不透明なところがある。しかし、疑惑を提示するについての相当の理由があることが N H K によって証明される必要があるところ、何らかの不正行為による入手疑惑については具体的な根拠が示されていないし、そもそも S T A P 細胞が元留学生の E S 細胞であるとの可能性についても真実性・相当性が認められないから、結局、この点を前提とする摘示事実 d) についても疑惑をかけるだけの相当な根拠はないと言わざるをえない。

#### (5) 小括

これまでの検討をまとめると、本件放送における E S 細胞混入疑惑に関する部分は申立人の社会的評価を低下させるものであり、摘示事実 a)、b) については真実性又は相当性が認められるが、摘示事実 c) 及び d) については真実性と相当性のいずれも認められないから、これらの点については名誉毀損の人権侵害が認められる。

また、不正疑惑の発覚後、申立人は心的外傷後ストレス障害 (P T S D) で治療を受ける事態に至っている。これは申立人に対するマスメディアによる、あるいはインターネット上での過熱したバッシングが数か月にわたって継続したことなどの結果であり、本件放送の影響は全体から見れば一部に過ぎないとはいえ、本件放送が N H K の看板番組の 1 つである『N H K スペシャル』として全国に放送され、相応の社会的影響があったことからすれば、本件放送による名誉毀損によって申立人の受けた被害は小さいものではない。



### 3. 申立人と笹井芳樹氏との間の電子メールでのやりとりの放送について

#### (1) 当事者の主張と判断方法

本件放送の「エリート科学者 問われる責任」と題するパートでは、2度に渡ってネイチャーを含む有名科学誌への掲載を不可とされたSTAP論文が、3度目の投稿では一転して高評価を得て掲載に至った背景に、論文執筆の天才ともいわれる笹井芳樹CDB副センター長による申立人への助言があったことが指摘されている。その上で、申立人と笹井氏との間でやり取りされた電子メールがそのまま放送され、また、それぞれ女性と男性のナレーターによって読み上げられた。

これについて申立人は、両者の同意なく完全に無断で公開され、完全にプライバシーの侵害であり、また、通信の秘密に対する侵害行為であると主張している。これに対してNHKは、笹井氏が論文作成にどの程度関与していたかを示す資料として重要であり、また、利用されている電子メールアドレスは理研から職務上付与されているものであって、違法なプライバシー侵害に当たらないと主張する。

一般に、メールの内容を第三者に開示あるいは一般に公表されないことに対する社会的な期待が存在し、それは正当な期待であると言えるから、メールの内容はプライバシーに属すると考えられる。このことは、職務上付与されたメールアドレスを用いてなされた業務上のメールであっても、少なくとも第三者による公表との関係では、ひとまずは同様に考えられる。

しかしながら、プライバシーに属する情報であっても、報道の自由との調整の観点から、公共性と公益性のある報道目的のために相当な範囲・方法で公表することは許される。相当な範囲・方法の検討にあたっては、報道目的との関連性・必要性の程度や当該メールの内容の秘匿性の程度も考慮すべきである。

#### (2) 本件放送でのメールのやり取りについて

本件放送では、笹井氏と申立人のメールが1通ずつ、いずれもパソコン画面上に表示されたメールの文面を背景にその一部をナレーターが読み上げる形で紹介されている。

笹井氏のメールは、男性の声で、「小保方さん、本日なのですが、東京は雪で寒々しております。2回目の樹立のライブイメージングはムービーにしたらどんな感じでしたでしょうか？小保方さんとうこうして論文準備ができるのをとてもうれしく楽しく思っており、感謝しています」という部分が読み上げられた。

申立人のメールは、女性の声で、「笹井先生 フィギュア（図）の仮作りができそうですので、また近いうちにご相談に伺わせていただけないでしょうか。宜しく願いいたします」という部分が読み上げられた。

これについてNHKは、笹井氏が画像やグラフの作成に関して具体的な指示を出し

ていたことを裏付けるものであり極めて重要なものであると主張する。しかし、読み上げられた上記のような内容は、確かに論文作成のための助言に関わる内容ではあるものの、具体的な指示とはいいがたく、報道目的にとって必要不可欠とは言えない。とはいえ、メールの内容は本題の前置きとなるあいさつや、論文作成上の一般的な助言に関するものにすぎず、秘匿性は高くない。

このような内容のメールを紹介することは、公共性と公益性のある報道目的のために相当な範囲・方法を逸脱しているとまでは言えない。したがって、不当なプライバシー侵害とまでは言えない。

なお、申立人は、この場面は科学報道番組という目的からするとまったく重要でない部分であって、また、男性と女性とのそれぞれの声優による感情をこめたような読み上げ方をしていて、あたかもその男女間にただならぬ関係があるかのような誤った印象を与えるとしている。確かに、本件放送に先立って一部の週刊誌が笹井氏と申立人との男女関係をうかがわせる記事を掲載しており、こうした記事の内容を知る視聴者は、本件放送でのメールの読み上げを聞いてそうした関係を想起するだろう。その点、科学報道番組としての品位を欠く表現方法であったとは言える。しかし、本件放送中ではそれ以上に男女関係を示すような内容はなく、一般視聴者がこの場面から、両者の間に実際にそのような関係があったという印象を受けるとまでは言えない。

したがって、一部の視聴者に対しては誤解を与えるような紹介の方法であった点で配慮が十分でなかったものの、それを超えてプライバシーの侵害に当たるとか、放送倫理上問題があったとまでは言えない。

#### 4. 取材方法について

##### (1) ホテルのエスカレーターでの状況について

本件放送が放送される直前の2014年7月23日夜、神戸市内のホテルにおいて事前のAppointmentなくNHKによる申立人への取材が行われたが、申立人はその場において傷害行為を受けたと主張している。

この時の取材の状況について、取材から逃れようとしてホテル内のエスカレーターを降りようとする申立人を、NHKの記者やカメラマンがエスカレーターの乗り口と降り口とから挟み撃ちにするようにした等の点については両者の主張はおおむね合致しているが、その際に身体的接触があったか否かについては主張が食い違っている。

この点について委員会が確定的な事実認定を行うことはできないが、頚椎捻挫及び右肘筋挫傷により全治14日間の見込みであるとする診断書（取材の翌日付）が存在することからすれば、身体的接触があった可能性も否定できず、少なくとも取材の際の激しい動きによってこうした異常をきたした可能性はある。

仮に取材時の状況がNHKの主張の通りであったとしても、3名の男性記者やカメラ

マンが二手に分かれてエスカレーターの乗り口と降り口とから挟み、通路を塞ぐようにして取材を試みたり、それを避けるため別な方向に向かった申立人に記者が話しかけるなど、NHKも認める通り行き過ぎがあったことは明らかである。一般論として、アポイントメントなしで直接取材を試みることが許されないわけではないとしても、取材を拒否する申立人を執拗に追跡して上記のような行為に及んだのは行き過ぎである。

## (2) その前後の状況について

さらに、上記のエスカレーターでの場面の前後の状況について、申立人は以下のように主張している。理研の敷地から出る時点からバイク隊に追跡されていたため、行き先を変更して上記のホテルにいったん入り、付き人が迎えに来るまでトイレで待っていた。1時間ほど後に迎えがきてトイレから出るとNHKの記者等からいきなりカメラやマイクを向けられ周囲を取り囲まれたため、そこから逃れるために下りのエスカレーターに乗ったところ、上記のような状況になった。エスカレーターでの場面の後も、NHKによる追跡は続き、トイレにも女性記者が入ってくるなどの状況も生じ、最後はホテルの従業員通路から外部に脱出するに至ったという。

これらの事実についても、確定的な事実認定は困難であるが、NHKは特に反論をしておらず、これらの事実が実際にあった可能性は高いと言える。

## (3) 小括

確実に言えることは、エスカレーターでの状況に関するNHKの主張を前提にしても、放送倫理上の問題があったことは明らかであるということである。さらに、(2)で言及したような状況があったとすれば、なお問題が大きいことは言うまでもない。

NHKはすでに申立人に謝罪を行い、この際に撮影した映像は放送しないことを約束し、実際に本件放送でも使用されていない。このように一定の措置がとられていると認められるが、再発防止に向けた取り組みが求められる。

## 5. その他の放送倫理上の問題について

### (1) 若山氏と申立人との間での取扱いの違いと公平性

ヒアリングで申立人が本件放送に関する問題点として強調した点の1つは、若山氏と申立人との取扱いが公平性を欠いているということであった。すなわち、STAP研究は若山研究室で行われたもので、研究室の責任者は若山氏であり、他方、申立人は研究室の一構成員にすぎず、若山氏の指示の下で研究に従事する立場であった。それにもかかわらず、本件放送では、疑惑の原因がもっぱら申立人にあるかのような放送がされたことが問題であるという主張である。

確かに、本件放送は、若山氏の説明に沿って作られている面があり、例えば、後述する実験ノートの扱いについても、キメラ実験を担当した若山氏の実験ノートではなく、申立人の実験ノートを取り上げるなどしており、申立人に対し不公平感を与える面があるかもしれない。

また、第2次調査報告書において、実験記録やオリジナルデータがないことや、見ただけで疑念が湧く図表があること、明らかに怪しいデータがあるのに、それを追求する実験を怠ったことなどについて、若山氏や笹井氏の責任は特に大きいとされている(別の箇所では、若山氏の責任は過失とはいえ極めて重大だともされている)。また、同報告書では申立人が若山氏の過剰な期待に応えようとして捏造を行った面も否定できないとされていることから、客観的事実として、研究遂行過程において、若山氏と申立人との間には多かれ少なかれ上下関係があったものと思われる。

しかし他方で、申立人は、STAP論文2本の筆頭著者であり、同論文の内容について主たる責任を負う者の1人である。また、若山氏は自ら検証を行い、自らの疑惑に対して一定の説明を試みているのに対し、申立人は、当時の状況からして斟酌すべき点はあるが、納得のいく説明を行っていないとみられていたことも事実であろう。以上のような事情を踏まえつつ、放送局の有する番組編集の自由をも考慮すれば、本件放送の全体的な構成が放送倫理上の問題があるほどに公平性を欠いているとまでは言えない。

## (2) ナレーションや演出等について

### ① 申立人の主張の概要

申立人は、番組のタイトルや構成、全体のトーン（論調）や演出の仕方等の多数の点に渡って申立人らに対して断定的なトーンで実験の架空捏造を行っているかのような内容を放送したものであるとする。

### ② 「不正の深層」という番組タイトルについて

まず、「不正の深層」という番組のタイトルについて、申立人が極めて悪質な実験捏造者であったとする強い印象を与えるものとなっていると主張する。

本件放送に先立ち、2014年3月31日に公表された理研の「研究論文の疑義に関する調査委員会」の報告書では、STAP論文において申立人に捏造と改ざんの2つの研究不正があったと認定されている。また、同じく本件放送に先立つ同年7月2日には、STAP論文が撤回されている。これらの状況からすれば、こうした表現の使用が申立人に対する否定的な印象を与えることは確かであるが、論評として許されないとは言えない。

③ 専門家による画像やグラフに関するナレーションや演出について

本件放送の冒頭で、専門家とされる複数の研究者による「単純なエラーがいっぱいありますよね」「こういうのはありえないっていう感じだね」「でもうっかりしたミスではないですね」との発言を放送した上で、「専門家たちは画像やグラフの7割以上に何らかの疑義や不自然な点があると指摘した」というナレーションが行われている。これらの指摘も申立人に対する否定的な印象を与えるものであるが、これらは専門家による論評であり、人身攻撃に至るなど論評の域を逸脱しているとも言えないから、名誉毀損は成立しないし、放送倫理上の問題も認められない。ただ、個々の画像やグラフについて具体的な指摘をするのではなく（ただし、番組の途中で、グラフ1点について具体的な問題点の指摘が放送されている）、上記のような一般的かつ印象論的な発言を番組の冒頭で紹介することは、ことさらに申立人に対する否定的評価を強調するもので、不適當であるという委員の意見もあった。

④ 若山研究室の配置を再現したCGの放送について

「疑惑の論文はこうして生まれた」というパートで、CDBにおける実験の状況を検証する部分があり、若山研究室の配置を再現したCGが放送され、申立人は壁で仕切られた奥まった小部屋で一人作業をしていたとするナレーションがなされた。この点について申立人は、完全に死角になる場所で、誰にも知られることのない何かをしていたというイメージを想起させるが、実際にはこの小部屋は研究室の他のメンバーも使用していたと主張する。確かに、2で詳しく述べたES細胞混入疑惑と併せて考えれば、このようなCG及びナレーションは、申立人が不正を行ったという印象を強めるものとも言える。

しかし、この部分は結局、ES細胞混入疑惑の指摘による名誉毀損の問題に吸収されるものと捉えることができる。したがって、本決定ではこの点について独立して評価する必要はないと判断する。

(3) 実験ノート of 放送について

本件放送では、申立人の実験ノートのコピーの一部が放送され、キメラマウスの誕生や、元になった細胞をどのように作ったかの記述がないことが指摘されている。申立人は、ノートのコピーの放送について、ノートは未公表の著作物であり、著作者である申立人に無断で放送したことは著作者人格権としての公表権(著作権法第18条)を侵害すると主張している。

この点、著作者人格権は著作権の制限事由の影響を受けないとされている(著作権法第50条)。したがって、著作物を時事の事件の報道のために利用できるとする同法第41条の規定は適用されない。しかし、このことは、著作者人格権と表現の自由と

の調整を不要とするものではない。ただ、この問題については専門家の間で議論されつつあるという段階であり、いまだコンセンサスが成立していないのが現状である。委員会は、その役割からいって法解釈に関して精緻な議論を行う場ではないから、こうした問題について判断をすることは必ずしも適切ではない（決定第43号「拉致被害者家族からの訴え」参照）。

そこで、著作者人格権侵害の角度からではなく、放送倫理上の問題として検討する。そうすると、本件放送には上述の通り高い公共性があり、本件公表は、上述のように公共性と公益性のある報道目的のための相当な範囲を逸脱しているとまでは言えない。したがって、STAP細胞の作製の決定的な証拠だとみられるキメラマウスの作製実験がどのように行われたのかを検証するために実験ノートの該当部分を放送することには、放送倫理上の問題があるとは言えない。

#### （4）笹井氏の自死について

本件放送から1週間あまり経った2014年8月5日、笹井氏の自死という痛ましい出来事があった。申立人は本件放送がその引き金となったとしてNHKを批判しているが、申立人自身の人権侵害とは直接関わらないため、本決定ではこの点は取り上げない。

### III 結論

以上の検討から、STAP細胞とされるES細胞は若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたものであって、これを申立人が何らかの不正行為により入手し混入してSTAP細胞を作製した疑惑があるとする事実摘示については、名誉毀損の人権侵害が認められる。

なお、本件放送が公式発表に頼らず、疑惑を検証していく調査報道であることからすると、本件放送が人権侵害に当たるという判断が報道の自由に及ぼす影響を懸念する見方もあるいは生じるかもしれない。しかし、名誉毀損の人権侵害に当たるとの判断に至った主な要因は、2.（2）で関係部分の構成として整理した⑤までの場面と⑥との間に連続性が認められたことにある。つまり、NHKの取材が不十分であったというよりもむしろ、場面転換のわかりやすさや場面ごとの趣旨の明確化などへの配慮を欠いたという編集上の問題が主な原因であった。このことは2.（3）c）で詳しく述べたところであるが、改めて端的に説明すれば、そのような編集の結果、一般視聴者に対して、単なるES細胞混入疑惑の指摘を超えて、元留学生作製の細胞を申立人が何らかの不正行為により入手し、これを混入してSTAP細胞を作製した疑惑があ

ると指摘したと受け取られる内容となっている点が問題なのである。

こうした編集上の問題を避けることがそれほど困難だったとは思われないことをも考え合わせると、本決定の結論が、今後の調査報道に対して萎縮効果を与えるという見方は適当ではない。

次に、番組制作過程での申立人への取材方法に行き過ぎがあった点で放送倫理上の問題も認められる。

さらに、Ⅱ．３．及び５．で指摘したように、人権侵害や放送倫理上の問題があったとまでは言えないが、科学報道番組にふさわしくない演出や、申立人に対する印象を殊更に悪化させるような箇所も見られる。

以上で指摘した本件放送の問題点の背景には、STAP研究の公表以来、若き女性研究者として注目されたのが申立人であり、不正疑惑の浮上後も、申立人が世間の注目を集めていたという点に引きずられ、科学的な真実の追求にとどまらず、申立人を不正の犯人として追及するというような姿勢があったのではないか。

委員会は、NHKに対し、本決定を真摯に受け止めた上で、本決定の主旨を放送するとともに、過熱した報道がなされている事例における取材・報道のあり方について局内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

なお、本決定には以下の補足意見と２つの少数意見がある。

## 補足意見

複数の少数意見があることに鑑み、摘示事実について委員会決定を若干補足しておきたい。

最高裁判決（最高裁２００３年１０月１６日第一小法廷判決）が指摘し、委員会決定が採用するとおり、摘示事実がどのようなものであるかは、「一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準」として判断すべきであり、その判断にあたっては、「テレビジョン放送をされる報道番組においては、…視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされる」ことを考慮すべきである。

テレビ番組によって提供される情報は量が多く、場面は次々に展開していく。そのため、一般視聴者は、次々と提供される情報をいずれも等しく知覚・記憶し、知識として蓄積しながら次の場面を見ていくわけではなく、番組が示す視点や強調する事項などに即して興味や関心をその都度変えながら、進行する場面を視聴すると考えられる。目の前で次々に提供される音声及び映像による情報を絶えず追いつけることから、一般視聴者は、少し前に番組がとりあげた事項については、その後の興味や関心から外れたものであれば、特に印象に残る事項以外は忘れ、あるいは意識に上らせることのない状態で、目の前に随時提供される新たな情報を見ていくことになると考えられ

る。

このような、いわば動的な観点も踏まえつつ、「関係部分」の一部を簡単に振り返ってみたい。

まず、若山氏がSTAP細胞の有無を検証している場面（関係部分の②）までの段階では、そもそも「アクロシンGFP」という用語は出てきていない。それゆえ、専門的・科学的知識を有さない一般視聴者は、この部分を視聴した段階では、「アクロシンGFP」という概念に照らして遺伝子が一致しない理由を分析的に考えることはなく、単に「本来であれば一致するはずの遺伝子が一致しなかった」という事実に着目すると考えられる（なお、委員会決定は、関係部分②から④より「若山氏の解析によれば申立人の作製したSTAP細胞はアクロシンGFPマウスから作製されたES細胞である可能性があること」を摘示事実b）として認定するものであるから、関係部分②のみを前提とするここでの考え方とは判断の前提が異なる）。そして、一般視聴者は、遺伝子が一致しなかった理由はなぜなのか疑問を抱きながら、次の場면을視聴する。

次の場面、すなわち理研の遠藤氏による解析結果を紹介する部分（関係部分の③）では、申立人が若山氏に渡した細胞には、「アクロシンGFP」というSTAP細胞の研究には全く必要がないはずの特殊な遺伝子が含まれていたことが示される。一般視聴者は、そのように必要がない遺伝子が含まれていたのはなぜなのか、さらに疑問を深めながら次の場면을視聴することになる。

続く遠藤氏の解析結果を知らされた若山氏の反応とES細胞混入疑惑が提示される部分（関係部分の④）では、若山氏には「アクロシンGFPが組み込まれたマウスに心当たりがあった」ことと、「若山研究室では、アクロシンGFPが組み込まれたマウスからある細胞を作り保管していた。それは、別の万能細胞であるES細胞だった」という情報が提供される。ここでは、ナレーションの順序等から、最後に正体をあかさされるES細胞が強調されており、そのことが一般視聴者の印象に残る紹介の仕方になっている。続けて、「小保方氏から受け取った細胞に、このES細胞が混入していたのではないか」というナレーションが入る。このナレーションは、表現としてはあくまでも疑問形であるが、上述した疑問を抱きながら番組を見てきた一般視聴者は、それまでに抱いてきた疑問に対し、「細胞の正体はES細胞だった可能性がある」という一定の視点ないし答えが番組により示されたと受け止めると考えられる。それまでの疑問に対して一定の答えを示されたと考えた一般視聴者の関心は、次に、それではなぜES細胞が混入したのかという疑問に移り、その疑問を抱きながら次の場면을視聴することになると考えられる。

ところで、「アクロシンGFP」という専門用語は、一般視聴者にとって聞き慣れない言葉である。この点、③の場面ではナレーションとテロップの両方によってその用



語が強調して示されるうえ、時をおかずに④の場面で「アクロシンGFP」という言葉が繰り返される。したがって、一般視聴者は、その用語を媒介に、遠藤氏が解析した細胞と若山氏に心当たりがあったとするES細胞との同一性を認識すると考えられる。しかし、それ以降の場面では「アクロシンGFP」という言葉は特に出てこない。また、本件放送では、ES細胞の種類として、「アクロシンGFP」を含んだものと含まないものが存在するの否かといった説明もない。それゆえ、一般視聴者としては、その後は特に登場しない専門用語である「アクロシンGFP」を含む細胞か否かという点に特に留意することなく、ES細胞が混入したのはなぜかという点に関心を移していくと考えられる。

その後の関係部分の⑥では、若山研究室にあったES細胞が、それを作製した当人である元留学生も知らないうちに申立人の使う冷凍庫から見つかったというエピソードが示される。⑤までの場面と⑥の場面で触れられるES細胞については、特に「アクロシンGFP」への言及はない。しかし、いずれも「若山研究室にあったES細胞である」という点は共通しており、そのことが番組で指摘されている。さらに、委員会決定の説明するとおり、⑤までの場面と⑥の場面とは連続しており、そのように連続した場面でいずれもES細胞への言及がなされている。そうすると、科学的・専門的知識を有さない一般視聴者としては、番組において同一性について特段留保する説明でもなされない限りは、二つの場面で言及されたこれらのES細胞は同じものを指していると受け取るものと考えられる。

以上検討したところから、委員会決定による摘示事実c)「STAP細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたES細胞に由来する可能性がある」というとらえ方は妥当であると考えられる。

(二関 辰郎 委員、坂井 眞 委員)

## 少数意見

### 1. はじめに

委員会決定は、「Ⅲ 結論」で、次のように述べている。

「以上の検討から、STAP細胞とされるES細胞は若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたものであって、これを申立人が何らかの不正行為により入手し混入してSTAP細胞を作製した疑惑があるとする事実摘示については、名誉毀損の人権侵害が認められる」

私は、この事実摘示の内容には同意できず、本件放送に申立人に対する名誉毀損の人権侵害があったとまでは言えないと考える。以下、できるだけ委員会決定の記述との重複を避けて簡潔に私見を述べる（必要に応じて委員会決定の該当部分を参照いただきたい）。

## 2. なぜ、名誉毀損なのか——委員会決定の骨子

本件放送の関係部分（この表現は委員会決定を踏襲している）が摘示した事実として、委員会決定は次の4点をあげる（a）～d）の表記と内容はカッコ内以外委員会決定の原文通り）。

- a) S T A P細胞の正体はE S細胞である可能性が高い。
- b) 若山（照彦）氏の解析及び遠藤（高帆）氏の解析によれば、申立人の作製したS T A P細胞はアクロシンG F Pマウスから作製されたE S細胞である可能性がある。
- c) S T A P細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたE S細胞に由来する可能性がある。
- d) 申立人には元留学生作製のE S細胞を何らかの不正行為により入手し、混入してS T A P細胞を作製した疑惑がある。

続いてこれらの摘示事実が名誉毀損にあたるかどうかを、「(4)免責事由について」で検討し、次の結論を導いている。

a) と b) には真実性があり、免責される。c) については、「このE S細胞（「元留学生作製のE S細胞」を指す）がS T A P細胞の正体である可能性があるという点には、以下の通り真実性・相当性は認められない」として、理由を述べている。d) は疑惑追及にとどまっているとはいえ、その前提となるc) の根幹部分の真実性・相当性が否定されている以上、当然真実性・相当性はない。免責事由となる真実性・相当性が否定されたc) とd) に関しては名誉毀損が成立する。

以上が名誉毀損に係る委員会決定の骨子である。

## 3. なぜ、名誉毀損ではないのか——私の見解

上記の委員会決定の摘示事実のうち、a) と b) については、その真実性の判断を含めて異論はない。問題は、真実性・相当性がないとされたc) とd) である。

この判断に関して、委員会決定は前段で「⑤までの場面と⑥とを連続したものと捉えている」ことが前提である、としている。⑤、⑥は、委員会決定の「(2) 関係部分の構成」に示されている。それぞれ次のような内容である。

まず⑤は、自らの実験過程でE S細胞の混入する可能性がなかったかどうか繰り返し調べたが、思い当たらなかったという若山氏の発言と、E S細胞のコンタミ（混入）が起こりえない状況を確保していたという申立人の記者会見での発言を紹介した部分。これを受けて⑥が続く。以下、いくぶん詳しく展開を見てみよう。

(ア) 画面が理研CDB（発生・再生科学総合研究センター）の建物を夜の闇の中でとらえた映像に変わる。「取材を進めると、E S細胞をめぐって、ある事実が浮かび上がってきた」というナレーション。

(イ) 細胞の凍結保存チューブ60本が入った容器を上から写した写真の映像。「これ

は問題の発覚後、小保方氏（申立人）の研究室が使う冷凍庫から見つかったという容器の写真。中身はE S細胞、若山研究室にいた留学生が作ったものだ」という説明のナレーション。

(ウ)「実験用のE S細胞を保存している」「若山研究室から譲与された」という申立人側の説明の紹介。

(エ)「ところが、この細胞が、小保方氏の元にあるのは不可解だとする指摘が出ている。別の研究で解析中のもので、去年（2013年）若山研究室が山梨大学に移った際、もっていくことになっていたからだ」というナレーション。

(オ)取材記者が元留学生に電話取材している場面。元留学生は、全部E S細胞であり、「STAPに関係あるところに見つかったのは（中略）本当にびっくりしましたね」、「（小保方氏に）それを直接私が渡したことはないです」などと話す（カッコ内の「小保方氏に」は音声では聞こえないが画面の字幕に出る）。

(カ)「なぜ、このE S細胞が小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか。私たちは小保方氏に、こうした疑問に答えてほしいと考えている」というナレーション。

同一番組の同一パート（「STAP細胞は存在するのか？」というサイドマークが画面にある）なのだから、委員会決定が「⑤までの場面と⑥とを連続させて捉える」としたのは当然である。だが、摘示事実の判断において考慮すべきは、そうした意味の連続性ではない。焦点はE S細胞に係る放送内容である。本件放送の関係部分で、この点に関して摘示される事実は、次の3点に整理できる。

- ①公開されていた遺伝子情報を遠藤氏が解析した結果、若山氏が申立人からSTAP細胞だとして渡された細胞（X）にはアクロシンGFPという特殊な遺伝子が組み込まれていることが分かった。
- ②若山研究室ではアクロシンGFPが組み込まれたマウスから作製したE S細胞（Y）を作り、保管していた。
- ③申立人が使う冷凍庫から若山研究室の元留学生が作製したE S細胞（Z）が見つかった。

委員会決定は、XとYにはともにアクロシンGFPが組み込まれていることなどから摘示事実のa)とb)に真実性を認めた。先に述べたように、この点には異論はない。

しかし、c)とd)の摘示事実については、委員会決定の判断に同意できない。委員会決定は、c)とd)の摘示事実を導く際に、本件放送の関係部分は、X=Y=Zの可能性を伝えていると捉えている。なるほど、XとYは「アクロシンGFP」によって同一性が示されている。だが、X、YとZとの間に「アクロシンGFP」というつながりはない。上記した（ア）～（カ）に明らかのように、⑥にはX、Y、Zの同

一性に言及したナレーション等はない。つまり、委員会決定の理解と違って、本件放送の関係部分は、 $X=Y=Z$ の可能性にはふれていないのだ。

NHKは、⑤と⑥との間に、理研CDBの建物の映像と「取材を進めると、ES細胞をめぐって、ある事実が浮かび上がってきた」というナレーションが入っていることを理由に、⑥は⑤とは独立してES細胞をめぐって新たな事実が分かったことを伝えるものと主張している。先に指摘したように、視聴者が⑤までの映像と⑥とを内容的に連続するものとして見るのは当然であり、「独立して」という認識は肯定できない。だが、ことES細胞に関しては、NHKの主張に一定の説得力があると私は考える。

NHKによると、元留学生のES細胞（前記のZ）は、申立人がSTAP細胞作製に成功したとする2011年11月に先立つ同年7月に作製された。委員会決定は、この点などにふれた後、「しかし、これらの事情を超えて、若山氏や遠藤氏の解析対象となったSTAP細胞が、元留学生の作製したES細胞である可能性を裏付ける資料は示されていない」と述べる。しかし、先に述べたように、本件放送の関係部分は $X=Y=Z$ の可能性にはふれていないのだから、この点について「可能性を裏付ける資料」をNHKに求めるのは、「ないものねだり」である。

以上の検討から、本件放送の関係部分の摘示事実——視聴者がどのように受け取ったかを考える。ごく分かりやすく記すと、次のようにまとめられるだろう。

A. STAP細胞は結局、従来からある別の万能細胞のES細胞だったらしい。

B. しかし、作製に係った若山氏、小保方氏（申立人）はともにES細胞混入の可能性を否定している。

C. ところが、小保方氏が使う冷凍庫にES細胞が保存されていることが分かった。

これを作製した人物は「なぜ、そこにあるのか分からない。驚いた」と言っている。

D. やはり、ES細胞の混入あるいは何らかの不正行為があったのではないか。

Dの疑惑を投げかけられたのは申立人である。A～Dによって申立人の社会的評価は低下したことは明らかである。だが、A～Cには名誉毀損の免責事由に当たる真実性が認められる。では、Dはどうか。すでに述べたように、本件放送の関係部分はCで言及されるES細胞（前記のZ）がSTAP細胞=ES細胞（前記の $X=Y$ ）と同一である可能性にはふれていない。しかし、Cは、ES細胞の混入可能性を否定していた申立人のもとに、あるはずのないES細胞があったという真実性が認められる事実を摘示しており、同様に真実性が認められるA、Bとあいまって、Dの疑惑を投げかける相当な根拠になっていると言うべきである。したがって疑惑を投げかけた報道という点では、Dにも相当性が認められる。

以上の検討から、私は本件放送の関係部分に名誉毀損の人権侵害があったとまでは言えないと考える。

#### 4. 調査報道の意義と限界——放送倫理上の問題

「夢の万能細胞」としてS T A P細胞がメディアに華々しく登場したのは2014年1月末だった。まもなくネイチャー誌掲載論文の内容に対してさまざまな疑問が噴出し、理研は調査委員会を設置する。調査委員会は同年4月、申立人に2件の研究不正があったとの結論を発表した。その後も新たな疑問点がメディアで報道される中、7月、掲載論文は撤回される。この過程では遺伝子解析からS T A P細胞の正体はE S細胞ではないかという強い疑惑も浮上していた。しかし、理研はそうした疑惑に対応する調査を行わないまま、申立人も参加する検証実験（S T A P細胞作製の再現実験）を始めた。こうした時間軸の中、本件放送が同年7月27日に放送された。私は、本事案を検討する際、こうした時間軸を考慮に入れることが重要だと考える。

S T A P細胞をめぐる疑惑は、現時点でも全体像が明らかになったとは言いがたい。本件放送が放送された時点では、さらに「霧の中」だった。しかし、一般の人々の認識は「どうやらS T A P細胞の正体は別の万能細胞であるE S細胞らしい」というところには至っていただろう。つまり、この時期、「E S細胞の存在」が焦点になっていたのである。

NHKは、S T A P細胞をめぐる疑惑が浮上した初期から精力的に取材を重ね、独自ニュースも報じていた。本件放送は、そうしたNHKが、この焦点を見据えて取り組んだ調査報道番組である。公表されていない多くの資料を独自に入手し、専門家や関係者への取材を重ねて制作された。全体としては評価すべき調査報道の成果と言っていい。単にS T A P細胞の問題だけでなく、後半では研究不正が生まれる土壌にまで光を当てた点も深みのある内容になっている。

犯罪事件における捜査機関に見られるように、当局の公式発表には情報の操作や隠ぺいの恐れがある。調査報道は、公式発表だけに依存することなく、独自の取材で得た情報を自己の責任において伝え、真実に迫ることを目指す。報道が国民の「知る権利」に奉仕すべき役割を持つことを考えれば、きわめて重要なジャーナリズム活動と言える。また、浮上した疑惑について速やかに真相が究明されるべき事態にあるにもかかわらず、当局にそうした動きが見えない状況にある場合にも、積極的に疑惑解明に資する調査報道が求められる。

本件放送は、こうした意味での調査報道だった。先に時間軸を明らかにしたように、S T A P細胞とE S細胞の関係が焦点になっているにもかかわらず、理研はこの解明に積極的ではなく、申立人も加わった検証実験なるものを始めていたのである。

しかし、調査報道だからと言って名誉毀損などの人権侵害が許されないことは論を俟たない。評価すべき調査報道の成果と言っていい本件放送においても同様である。この点について、先に本件放送の関係部分の摘示事実の判断を示し、名誉毀損の人権侵害があったとまでは言えないとの私見を述べた。「……人権侵害はない」とせずに、

「……人権侵害があったとまでは言えない」と表現していることに留意していただきたい。

私は調査報道の持つ重要な役割に鑑みて、当委員会の決定が果敢な取材と報道の萎縮につながることは避けたいと考える。しかし、その見地に立っても、本件放送の関係部分には名誉毀損の人権侵害があったとまでは言えないものの、放送倫理上の問題があったことを指摘せざるを得ない。

「3. なぜ、名誉毀損ではないのか——私の見解」で述べたように、本件放送の関係部分は、元留学生が作製したE S細胞（前記のZ）と遺伝子解析でアクロシンG F Pが組み込まれていることが分かったS T A P細胞＝E S細胞（前記のX＝Y）との異同にはふれていない。

ところで、NHKはZの作製者である元留学生に電話取材した際、ZにアクロシンG F Pが組み込まれているかどうかを確かめなかったのだろうか。すでに遺伝子解析でX＝YにはアクロシンG F Pが組み込まれていることが分かっているのだから、ZにアクロシンG F Pが組み込まれていることを作製者から確認できれば、その事実を媒介にしてX＝Y＝Zが成立する。申立人に投げかける疑惑はより確かなものとなっただろう。こうした確認をしなかったとしたら、不十分な取材だった言わざるを得ない。むしろNHKは、ZにアクロシンG F Pが組み込まれていないことを把握していたと考えるのが自然だろう。

事実としてZにはアクロシンG F Pは組み込まれていない。この点について、ヒアリング等でNHKは、遺伝子解析を行った遠藤氏の「元留学生のE S細胞（前記のZ）がS T A P問題に関連していなかったと言うことは科学的には出来ない」という指摘にふれて、弁明とも取れる発言をしている。だが、ほかにS T A P細胞があったとしても本件放送の関係部分はいくまでもアクロシンG F Pが組み込まれたS T A P細胞しか問題にしていけないのだから、こうした弁明は「後付け」と言わざるを得ない。

事態が「霧の中」にある状況での疑惑解明に取り組んだ調査報道番組であることを考慮しても、元留学生作製のE S細胞（前記のZ）について言及する際、S T A P細胞との関係に一定の留保をつけるべきではなかったか。たとえば、「アクロシンG F Pが組み込まれていないため、現在の時点では遺伝子解析が行われたS T A P細胞とのつながりは明らかではないが、小保方氏（申立人）の研究室で使われている冷凍庫から、本来あるはずのないE S細胞が見つかった」といった表現が考えられよう。

「放送倫理基本綱領」（NHK・民放連）は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」と規定している。本件放送の関係部分の取材において「真実に迫るために最善の努力」があったかどうかはともかく、少なくとも番組として提示した際の表現において、視聴者の誤解を招かないための最善の努力をしたとは思えない。私は、この点において本件放送の関係部

分には放送倫理上の問題があると考え。全体としては評価すべき調査報道の成果であるだけに残念である。NHKには今後こうした放送倫理上の問題が生じないように努めることを要望する。

なお、本件放送の関係部分以外にも、委員会決定は、メールの引用がプライバシー侵害に当たるかどうかという点や強引な取材方法などについて、人権侵害および放送倫理上の問題として取り上げている。これらについては委員会決定の趣旨におおむね異論はない。

以上、本事案の核心とも言うべき名誉毀損の人権侵害の存否にしばって、私の見解を記した。

(奥 武則 委員)

### 少数意見

私は、元留学生の作製したES細胞をめぐる疑惑に関する放送部分について、名誉毀損とは考えず、放送倫理上の問題があったと考える。以下、多数意見と異なる部分について述べる。

#### 1 放送が示した事実をどのように考えるか。

多数意見の決定理由は、本件放送が示した事実のb)として、若山氏の解析及び遠藤氏の解析によれば、申立人の作製したSTAP細胞はアクロシンGFPマウスから作製されたES細胞であることを印象づける放送であるとしている。しかし、私は、遠藤氏だけでなく若山氏の解析によってもSTAP細胞がアクロシンGFPを組み込んだES細胞に由来するのではないかとの疑惑が生じているとの印象を与えるとする点については、異なる意見を持つ。

即ち、本件放送では、遠藤氏の解析結果の放送部分に先立つ放送部分で、若山氏が申立人に提供したはずのマウスの細胞とSTAP細胞の同一性を、2014年3月に解析している場面を放送しているが、ここではアクロシンGFPについての言及はない。次に、遠藤氏の解析結果の放送部分を受けて若山氏が再度登場する部分では、若山氏がアクロシンGFPを含むES細胞に心当たりがあったとは放送しているが、私は、一般の視聴者は、若山研究室の前述の解析に関する放送部分を振り返り、その解析対象のSTAP細胞もアクロシンGFPを含んでいたのではないかという、追跡的な視点を持って番組を見るとは解さない。

したがって、本件放送が摘示した事実は、多数意見のa)とb)を併せて、

- ① STAP細胞の遺伝子は、若山氏が申立人に渡したとされる、STAP細胞の元となったはずのマウスの遺伝子と異なっていた。
- ② 遠藤氏の解析結果を受けて、アクロシンGFPを組み込んでいる点でES細胞

とSTAP細胞が共通するものがあることが発見された。

③ ①と②からすると、STAP細胞の正体はES細胞である可能性が高まってきた。

という事実を示しているものであると考える。

次に、多数意見の、本件放送が示した事実のc)として、「STAP細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたES細胞に由来する可能性がある」としたものとすることは、同意見である。

次に、多数意見のd)として、「申立人は元留学生作製のES細胞を何らかの不正行為により入手し、混入してSTAP細胞を作製した疑惑がある。」とする部分については、私は、本件放送は、申立人が故意にES細胞を混入したとまでの表現をしているとは考えないので、「申立人は元留学生のES細胞を何らかの不正な行為で入手し、申立人がSTAP細胞を作製する過程でこのES細胞の混入が生じた、という疑惑がある」という事実を指摘していると考え。とすると、d)の後半部分とc)は同じ趣旨であるから、この部分の本件放送が摘示した事実を整理すると、前述の①から③に加えて、

④ STAP細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたES細胞に由来する可能性がある。

⑤ 申立人はこの元留学生のES細胞を何らかの不正な行為で入手した疑惑がある。となる。

## 2 放送した事実の真実性の証明について

1で整理した①、②、③の事実については、多数意見とほぼ同様に、真実性の証明があると考え。

また、④と⑤の事実の真実性を証明できていないということについても多数意見とほぼ同様である。

## 3 真実と考えたことの相当性について

(1) ④「STAP細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、申立人の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたES細胞に由来する可能性がある。」について、放送当時、以下の事情があった。

ア) ①から③の事実にあるとおり、遠藤氏などの解析によってSTAP細胞とアクリンGFPを組み込んだES細胞との共通点が示されたことによって、STAP細胞はES細胞に由来する可能性が強まってきた。

イ) 2014年当時、小保方研究室の冷凍庫には、元留学生の作製したES細胞のほか、他のES細胞も存在していた。このことにより、STAP細胞を作製



した際にはE S細胞のコンタミ（混入）が生じる環境になかったという申立人の発言はその信憑性に、より疑いが生じていた（なお、後日発表された理化学研究所のいわゆる第2次調査報告書によれば、S T A P幹細胞の由来とされるE S細胞と、この冷凍庫にあった他のE S細胞が、ゲノム解析結果により、ほぼ同一であることが判明している）。

以上の状況では、NHKの取材が、小保方研究室の冷凍庫に残されていた複数のE S細胞にまで迫って、それらの中のいずれかのE S細胞がS T A P細胞の由来となった疑いがあると推論したことに不合理な点はないと考える。

しかし、さらに進んで、他にもE S細胞がある中で、特に元留学生の作製したE S細胞に焦点をあてて、これがS T A P細胞の由来ではないかとの疑惑があると信じたことについてはどうであろうか。この点については、

ア) 元留学生の作製したE S細胞は、2011年7月に樹立されており、その後の時期に作製されたS T A P細胞の由来となっても時期的な矛盾はない。

イ) 小保方研究室には、複数のE S細胞が存在し、申立人はこれらのE S細胞を若山研究室から譲与されたとしたが、その中の一部のE S細胞を作製した元留学生は、自ら作製したE S細胞が、何故、小保方研究室の冷凍庫にあったのかわからないと述べていた。この点について申立人はさらなる説明をしていない。

以上の事情は存在するものの、元留学生の作製したE S細胞が混入してS T A P細胞ができたのではないかという疑惑を裏付ける積極的な事情は示されていない。とすれば、元留学生の作製したE S細胞とS T A P細胞を結びつける疑惑については、真実と信じたことの相当性があるとはいえない。

(2) ⑤「申立人はこの元留学生のE S細胞を何らかの不正な行為で入手した疑惑がある。」に関しては、以下の事情があった。

申立人は、S T A P細胞は、E S細胞とのコンタミが生じる可能性がない環境で作製されたと記者会見で述べていたが、その一方で、S T A P細胞の正体はE S細胞ではないかとの疑惑が生じており、申立人の周囲にE S細胞が存在していた可能性が生じた。また、元留学生が、自ら作製したE S細胞が何故小保方研究室にあったのかわからないと述べている状況の中で、小保方研究室の冷凍庫にE S細胞が保管されるに至った経緯について、申立人は明確な説明をしていなかった。

このような中で、本件放送が示した程度において、疑惑があるとNHKが信じたとしても、相当性はあると考える。

#### 4 名誉毀損の成否について

以上によれば、私は、本件放送は、E S細胞がS T A P細胞の由来となった疑いが

あるとの疑惑を示したこと以上に、特に元留学生の作製したE S細胞に焦点をあてて、これがS T A P細胞の由来ではないかとの疑惑を示した点においては真実と信じたことが相当とはいえないと考える。

しかし、この点についてのみ真実との証明ができず、真実と信じたことについて相当性がなかったとしても、この部分の摘示事実のみを捉えて申立人の社会的評価が相当程度低下したと評価することは考えにくく、その他の主要な部分が、真実であり、あるいは真実と信じたことについて相当性がある本件放送について、私は、委員会があえて名誉毀損とするべきものではないと考える。

## 5 放送倫理上の問題

3で述べたとおり、NHKの取材が、小保方研究室の冷凍庫に残されていた複数のE S細胞にまで迫り、それらの中のいずれかのE S細胞がS T A P細胞の由来となった疑いがあると推論したことに不合理な点はないと私は考える。この点、NHKが独自の調査・取材によって事実を探求したことの意義が認められる。

しかし、さらにすすんで、特に元留学生の作製したE S細胞に焦点をあてて、これがS T A P細胞の由来ではないかとの疑惑があるように表現したことは、その部分のみとらえて名誉毀損とは評価しないとしても、不正確な放送で、勇み足である。一部に過ぎないから、などと問題を小さく捉えるべきではなく、今後、慎重に事実を伝える姿勢を持ち、表現にも留意すべきである。この点、報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならないとする放送倫理上、問題がある。

また、多数意見の、その他の放送倫理に関わる問題についての結論については同意見である。

(市川 正司 委員)

## IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDなどによると、本件放送の概要は以下のとおりである。

映像・場面、スーパー（□で表示）	音 声（ナレーション、インタビューなど）
<p>番組タイトル</p> <p>NHKスペシャル</p> <p>【サイドスーパー】 （次のパートに変わるまで常時画面左上に表示）</p> <p>調査報告 STAP細胞 不正の深層</p> <p>理研、入口 小保方氏出勤</p> <p>理化学研究所 CDB 小保方晴子 研究ユニットリーダー</p> <p>小保方さん！</p> <p>実験室内の写真</p> <p>理化学研究所 公開写真</p> <p>小保方氏、会見の様子</p> <p>夢の「若返り」も目指していける のではないかと考えております</p> <p>研究室での小保方氏の様子</p> <p>1月</p> <p>ネイチャー論文（接写CG）</p> <p>取り下げ</p> <p>資料・ノート等の接写映像、専門家による検討の様様</p> <p>内部資料</p> <p>実験ノートのコピー</p> <p>専門家 すごい 単純なエラーがいっぱいありますよね</p> <p>専門家 こういうのは ありえないっていう</p>	<p>理化学研究所、小保方晴子研究ユニットリーダー。</p> <p>所内にある実験室。 ここでSTAP細胞の検証実験を行うため、準備を進めている。 不正がないよう2台のカメラで内部の様子を24時間記録。 立会人もつくという。</p> <p>&lt;小保方氏 記者会見での発言&gt; 「夢の若返りも目指していけるのではないかと考えております」</p> <p>今年1月に発表されたSTAP細胞論文。 割烹着姿で華々しく登場した30歳の若き科学者。 生物学の常識を覆す「世紀の大発見」として世界中の注目を集めた。 しかし、今月、イギリスの科学雑誌「ネイチャー」は論文の取り下げを発表。 STAP細胞の研究成果は白紙にもどった。 不正な論文は、なぜ世に出たのか。 私たちは2000ページ近くに及ぶ内部資料を入手。 中には、小保方氏の実験ノートのコピーもある。 これらの資料をもとに専門家と論文を検証。</p> <p>&lt;議論する専門家&gt; 「すごい、単純なエラーがいっぱいありますよね」 「こういうのはありえないっていう感じだね」 「うっかりしたミスではないですね」</p>

<p>専門家 うっかりしたミスではない</p> <p>S T A P 論文（接写CG）</p> <p>関係者への取材の様様、理研CDBの看板プレートなど</p>	<p>論文の中でこれまで理研が認めた研究不正は二つ。 しかし専門家たちは、画像やグラフの7割以上に、何らかの疑義や不自然な点があると指摘した。 さらに、私たちは100人を超える科学者や関係者らを取材。 その証言から、不正を防ぎきれない科学界の危うさが明らかになった。</p>
<p>中略（小保方氏のS T A P細胞の発想の原点の説明など）</p>	
<p>【サイドスーパ―】 （次のパートに変わるまで常時画面右上に表示）</p> <p>“疑惑の論文”はこうして生まれた</p> <p>CDB外観、内部CG、実験のイメージ映像</p> <p>理化学研究所 発生・再生科学総合研究センター（CDB）神戸</p> <p>実験ノートの接写映像</p> <p>実験ノートのコピー</p> <p>万能性を確認する実験の概要説明（CG）</p> <p>小保方氏 緑に光る細胞を見つける</p> <p>若山氏 万能細胞かどうかを調べる</p> <p>受精卵</p> <p>キメラマウス 万能性を示す証拠</p> <p>撮影：京都大学iPS細胞研究所</p> <p>実験ノート接写、実験室など、イメージ映像</p> <p>若山氏、小保方氏の写真などイメージ映像</p>	<p>理研、発生・再生科学総合研究センター、通称CDB。 二人が共同で研究を進めたのはC棟4階にあった若山研究室。 小保方氏がいつもいたのは、壁で仕切られた小部屋。 奥まった場所だった。 ここで一人、作業をしていたという。 どんな実験をしていたのか。 私たちは、小保方氏の実験ノート2冊のコピーを入手。 理研に提出されたものと同じだ。 2010年10月から、およそ3年間の記録とされ、論文のもととなる実験を行った時期と重なる。 小保方氏は、マウスの体から取り出した細胞に酸や酵素などで、様々な刺激を与え、万能細胞をつくらうとしていたことが伺える。</p> <p>実験では、まずマウスから細胞を取り出し刺激を与える。 細胞が万能性の兆候を示すと、緑色に光る仕組みにしていた。 小保方氏はこうした緑に光る細胞を見つけては、若山氏に渡して「万能細胞かどうか調べてほしい」と依頼した。 若山氏は小保方氏から、受け取った緑に光る細胞をマウスの受精卵に入れ、育てる。 体が形作られていく過程で、全身が緑に光れば小保方氏がつくった細胞が体のあらゆる組織に変化したことを意味する。 「キメラマウス」と呼ばれるこのマウスが誕生すれば細胞の万能性を示す決定的な証拠となる。 山中教授もiPS細胞から、キメラマウスを作るのに成功。万能性の証明に使った。 小保方氏の実験ノートからは、キメラマウスが生まれず、実験が難航していた様子が伺える。 若山氏によると、事態が急展開したのは、共同研究をはじめて一年あまりがたった頃だった。 いつものように小保方氏から細胞を受けとり、キメラマウスの実験を行った若山氏。</p>

<p>緑に光るキメラマウスの映像</p> <p>STAP細胞から作ったとされるキメラマウス 映像提供：理化学研究所</p> <p>若山教授インタビュー</p> <p>山梨大学 若山照彦 教授</p> <p>ちょっと信じられない ものすごい驚いたって覚えています</p> <p>小保方さんも横で ものすごく喜んでて</p> <p>実験ノート接写、小保方氏写真</p> <p>【サイドスーパー】 (次のパートに変わるまで常時画面右上に表示)</p> <p>STAP細胞は 存在するのか？</p> <p>ボストンの街並み</p> <p>ボストン アメリカ</p> <p>デイリー教授、研究室</p> <p>ハーバード大学 ジョージ デイリー 教授</p> <p>STAP細胞のつくり方説明 (CG)</p> <p>デイリー教授インタビュー</p> <p>ハーバード大学 ジョージ デイリー 教授</p> <p>論文に書かれていたことが本当ならば 万能細胞の研究の新しい扉を開く発見だと思いました</p>	<p>小保方氏と二人で、マウスの胎児を見たとき…。手が震えた。画面に映された小さなマウスの胎児。体全体が緑色に光り、心臓が動いていた。「新たな万能細胞の作製に成功した！」若山氏がそう思った瞬間だった。</p> <p>&lt;若山教授 インタビュー&gt; 「ちょっと信じられない。ものすごい驚いたって覚えています。小保方さんも横でものすごく喜んでて」</p> <p>実験ノートにはこの成功がどのように記されているのか。キメラマウスが誕生した2011年11月の記載とみられるのは、2ページ分。「キメラ実験」という文字はあったものの、キメラマウスの誕生や、元になった細胞をどのように作ったかの記述は見つけられなかった。実験成功の記述は、どこにあるのか。小保方氏に文書で質問したが、答えはかえってこなかった。</p> <p>STAP細胞は存在するのか。</p> <p>私たちはその手がかりをつかむため、アメリカへ向かった。</p> <p>小保方氏が留学していたハーバード大学のジョージ・デイリー教授。万能細胞の世界的な権威だ。小保方氏らが論文で示した万能細胞の画期的な作り方に、デイリー教授は驚愕したという。論文で示された「STAP細胞」の作り方は極めてシンプルだ。生後1週間のマウスから、体の細胞を取り出し、オレンジジュース程度の弱酸性の液体にひたす。その時間、25分。さらに数日間、培養すれば出来るという。</p> <p>&lt;デイリー教授 インタビュー (日本語アフレコ) &gt; 「論文に書かれていたことが本当ならば、万能細胞の研究の新しい扉を開く発見だと思いました。若山さんもきちんと万能性を証明していましたし」</p>
--	--

関係部分  
①

\* 関係部分 ①～⑦ : II 委員会の判断 2. (2) 関係部分の構成、参照 (P7～9)

若山さんもきちんと万能性を証明してましたし

デイリー教授の研究室の様子、バカンティ教授の写真など

チャールズ バカンティ 教授  
ハーバード大学

デイリー教授、インタビュー

細胞が緑に光る現象は 確認されています

しかし それは細胞が死ぬ直前に起きる現象だとみています

今のところ 論文に書かれたような方法では万能細胞を作ることはできないと考えています

山梨大学・若山研究室、遺伝子解析の様子

山梨大学 3月

若山照彦 教授 山梨大学

いずれも「129」ではないです

S T A P細胞作製の説明 (CG)

若山教授インタビュー

山梨大学 若山照彦 教授

デイリー教授は、すぐに再現実験を始めたが、うまくいかなかった。  
そこで論文の筆者の一人で小保方氏の指導教官だったバカンティ教授に共同研究を申し込んだ。  
S T A P細胞をつくるコツを教わるためだ。  
S T A P細胞は作れるというバカンティ教授の研究室で、実験を繰り返してきたが、これまで一度も成功していない。

<デイリー教授 インタビュー (日本語アフレコ) >  
「細胞が緑に光る現象は確認されています。しかし、それは細胞が死ぬ直前に起きる現象だとみています。今のところ、論文に書かれたような方法では万能細胞を作ることはできないと考えています」

論文への疑問が指摘されて以降、日本でもS T A P細胞があるのか調べ続けている人たちがいる。  
その一人が、キメラマウスを生み出した若山氏、本人だ。  
自分の実験に何か手違いがあったのではないか。  
研究室にはS T A P細胞だとして小保方氏から渡され、培養した細胞が残されていた。  
この日、その遺伝子を解析した。

<研究室内の会話>  
「いずれも129ではないです」

結果は若山氏にとって予想外のものだった。

S T A P細胞の作製には、若山氏が飼育していたマウスが使われていたはずだ。  
若山氏がマウスを渡すと、小保方氏が細胞を取り出して刺激を与え、S T A P細胞を作っていたという。  
小保方氏はこの細胞を若山氏に渡し、万能性を調べてもらっていた。  
このため、この細胞と元になったマウスは遺伝子が一致するはずだ。  
ところが、結果は。  
二つの遺伝子は異なるものだった。

<若山教授インタビュー>  
「うん…。うん…。まだ、だから、ぼくがどこを…、ぼくのほうに何か間違いがあったのかっていうのがすべて捨てるっていうか、

<p>僕はどこを 僕のほうに何か間違いがあったのかというのが</p> <p>全て捨てるっていうか 全て僕のほうにミスがないっていうのを</p> <p>自分で納得しないと先に進めない 気持ちを切り替えられない</p>	<p>すべて…、ぼくのほうにミスがないっていうのを自分で納得しないと先に進めない。気持ちを切り替えられないですね」</p>
<p>遠藤高帆氏、研究室での様子など</p> <p>理化学研究所 遠藤高帆 上級研究員</p> <p>アクロシンGFP</p> <p>遠藤氏、インタビュー</p> <p>アクロシンは精子で 発現している 遺伝子ですね</p> <p>STAP細胞の研究と（アクロシンGFPとの）関係は？</p> <p>全く必要ないと思います</p> <p>理化学研究所 遠藤高帆 上級研究員</p> <p>（STAP細胞は）調べれば調べるほど存在自体が わからなくなって くるというようなものだと思います</p>	<p>細胞の由来をさぐる手がかりを別の研究者がつかんでいた。理化学研究所の遠藤高帆上級研究員。自らの組織の中で起きた研究不正を重く受け止め、独自に検証に乗り出した。公開されていたSTAP細胞に関連する膨大な遺伝子の情報を3ヶ月以上かけて解析した。その結果、若山氏が小保方氏から渡されたという細胞には、「アクロシンGFP」という特殊な遺伝子が組み込まれていることがわかった。</p> <p>&lt;遠藤氏 インタビュー&gt; 「アクロシンっていうのは精子で発現している遺伝子ですね」</p> <p>&lt;質問&gt; 「STAP細胞の研究とは関係あるものですか」</p> <p>&lt;遠藤氏&gt; 「全く必要ないと思います。調べれば調べほどその存在自体がわからなくなってくるというようなものだと思います」</p>
<p>若山研究室の様子</p> <p>若山研究室でアクロシンGFPマウスからES細胞を作製したことの説明（CG）</p>	<p>遠藤氏から解析結果を知らされた若山氏。「アクロシンGFP」が組み込まれたマウスに心あたりがあったという。</p> <p>若山研究室では、アクロシンGFPが組み込まれたマウスから、ある細胞をつくり保管していた。それは別の万能細胞、ES細胞だった。小保方氏から受け取った細胞に、このES細胞が混入していたのではないかと。</p>
<p>ES細胞の映像</p> <p>撮影：大阪市立大学</p>	<p>ES細胞が入っていれば、キメラマウスも、簡単にできてしまう。若山氏は、自らの実験の過程でES細胞が混入する可能性が無かったか繰り返し調べたが、思いあたらなかったという。</p>

関係部分  
⑤

記者会見での小保方氏

4月9日

理化学研究所 CDB

小保方晴子 研究ユニットリーダー

STAP細胞を作製していた頃

研究室内ではES細胞の培養を一切行っていない状況でSTAP細胞の研究は行われてました

なのでES細胞のコンタミ(混入)ということが起こりえない状況を確認しておりました

CDB外観

元留学生のES細胞の容器の写真

小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったという容器

ES細胞の顕微鏡写真

ES細胞

小保方氏の写真等イメージ映像など

小保方氏側

「実験用のES細胞を保存している」「若山研究室から譲与された」

山梨大学の外観

“解析中のもので 山梨大学に持っていくことに”

電話インタビュー

☎ ES細胞を作製した元留学生

びっくりしました 保存しているのは全部ES細胞ですので

なぜかこのSTAP細胞の関係があるところに 見つかったのは本当にびっくりしましたね

(小保方氏に) それを直接私が渡したことはないです

関係部分  
⑥

一方、小保方氏も、ES細胞が混入した可能性を否定している。

<小保方氏 記者会見での発言>

「最初STAP細胞を作製していた頃、研究室内ではES細胞の培養を一切行っていない状況でSTAP細胞の研究は行われておりました。なので、ES細胞のコンタミということが起こりえない状況を確認しておりました」

取材を進めるとES細胞をめぐって、ある事実が浮かびあがってきた。

これは、問題の発覚後、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったという容器の写真。

中身はES細胞。

若山研究室にいた留学生がつくったものだ。

これまで小保方氏側は、「実験用のES細胞を保存している」とした上で、「若山研究室から譲与された」と説明してきた。

ところが、この細胞が小保方氏のもとにあるのは不可解だとする指摘が出ている。

別の研究で解析中のもので、去年、若山研究室が山梨大学に移った際、持っていくことになっていたからだ。

<元留学生 電話インタビュー>

「びっくりしました。保存しているのは全部ES細胞なんですので、なぜかこのSTAPに関係あるところに見つかったのは、ちょっとそれは、本当にびっくりしましたね。それは直接私が渡したことではないですので」



<p>小保方氏写真</p>	<p>なぜこのES細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったのか。 私たちは、小保方氏にこうした疑問に答えて欲しいと考えている。</p>
<p>実験の様子、キメラマウス、ES細胞などイメージ映像</p>	<p>これまでの取材では、STAP細胞の再現実験に成功した研究者はいない。 さらに残されていた細胞について解析したところ、実験に使われたはずのマウスとは異なる遺伝子が検出された。 ES細胞ではないかという疑いも浮かびあがっている。 次々と指摘される新たな疑惑に対して、理研は調査を先送りにしてきた。 明確な答えを示さないまま、小保方氏によるSTAP細胞の検証実験を進めようとしている。</p>
<p>竹市センター長、インタビュー前の様子</p> <p>竹市センター長、インタビュー</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>理化学研究所CDB 竹内雅俊 センター長</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(STAP細胞が) 99%なくても 1%可能性が残るわけだから</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>やってみないとわからない面がある</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>今の情報だけで結論を出すんじゃなくて 全解析してから結論出すのが正しい</p> </div>	<p>CDBの竹市雅俊センター長は、実験の意義を強調している。</p> <p>&lt;竹市センター長 インタビュー&gt; 「99%がなくても、その1%がある可能性が残るわけだから、それはやってみないとわからないという面があるわけで、今の情報だけで結論出すんじゃなくて、全解析してから結論出すのが正しいと」</p>
<p>【サイドスーパー】 (次のパートに変わるまで常時画面右上に表示)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>エリート科学者 問われる責任</p> </div> <p>CDB外観、笹井氏、竹市氏らの写真など (イメージ映像)</p> <p>掲載を拒否された論文、科学雑誌の表紙など (イメージ映像)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>論文を審査する専門家からの指摘 全体的にプレゼンテーションのレベルが低い データの大部分の分析が不完全で説明が不十分だ ES細胞が混ざっているのではないか</p> </div>	<p>日本トップクラスの科学者が集結した「知の拠点」、理研CDB。小保方氏を手厚くサポートし、世界一流の科学雑誌への論文掲載を実現したのは、日本を代表する科学者たちだった。 私たちはサポートを受ける前に、小保方氏が科学雑誌に掲載を拒否された論文を入手した。 最初に論文を投稿したのは、2012年4月。 その後、別の雑誌に2回投稿。いずれも掲載されることはなかった。 審査を行った専門家からは、厳しい指摘が相次いだ。</p> <p>「全体的にプレゼンテーションのレベルが低い」「データの大部分の分析が不完全で説明が不十分だ」 さらにES細胞が混ざっているのではないかという指摘も既に上がっていた。</p>

<p>審査した専門家も編集部も 大きな可能性を感じています いくつかの問題に答えられれば 掲載を検討します</p> <p>笹井氏の写真など（イメージ映像）</p> <p>理化学研究所CDB 笹井芳樹 副センター長</p> <p>メールの接写映像など</p> <p>STAP論文に使用された画像・グラフの映像（CG）</p>	<p>ところが、2013年3月にネイチャーに投稿された論文ではその評価が一変した。</p> <p>「審査した専門家も編集部も大きな可能性を感じています」「いくつかの問題に答えられれば掲載を検討します」</p> <p>評価が一変した背景には、“論文執筆の天才”とも言われる笹井芳樹氏の存在があった。 笹井氏は、山中伸弥教授のiPS細胞が登場するまで、日本の再生医療研究のトップに立つ人物とも言われていた。 交渉力にも優れ、CDB全体の予算獲得を担っていた。 CDBはSTAP細胞が将来大きなプロジェクトになると期待し、論文掲載の実現を笹井氏に託すことにした。 論文作成は、主に笹井氏と小保方氏の二人で進められていた。 これは調査のために理研に提出された当時の二人のメール。</p> <p>&lt;男性の声&gt; 「小保方さん、本日なのですが、東京は雪で寒々しております。2回目の樹立のライブイメージングはムービーにしたらどんな感じでしたでしょうか？小保方さんとうこうして論文準備ができるのをとてもうれしく楽しく思っており、感謝しています」</p> <p>&lt;女性の声&gt; 「笹井先生 フィギュアの仮作りができそうですので、また近いうちにご相談に伺わせていただけないでしょうか。宜しく願いいたします」</p> <p>笹井氏は、小保方氏に画像やグラフの作成を次々と指示。小保方氏が最初に投稿した論文に比べると、その数は40近くも増えていた。</p>
<p>以下、略</p>	

## V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面とヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁の概要は以下のとおりである。(I 2. 論点に添って整理)

	申立人 (小保方 晴子氏)	被申立人 (NHK)
タイトルでの「不正」という表現の与える印象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイトル自体に「不正」と表現し、番組自体の構成も、「申立人が、故意的に盗んだES細胞を用いて実験結果をねつ造した」とするストーリーで作られており、視聴者において、申立人が極めて悪質な実験ねつ造者であったとする強い印象を与えるものとなっている。</li> <li>・ 故意によるES細胞混入疑惑(=研究自体の捏造疑惑)という点については、何も判断されていない状況であったにもかかわらず、「タイトルを『調査報告 STAP細胞 不正の深層』とすることに、何らの問題もないと考える」とするのは、「不正」の意味合いをすり替えていて、これこそ文字通りの「詭弁」と言えるものだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも2つの調査報告書において研究不正が認定されており、本件番組はSTAP論文に関する研究不正とその深層(大辞泉「奥深くに隠れている部分」)に迫るものであるから、タイトルを「不正の深層」とすることに何ら問題はないと考える。</li> <li>・ STAP論文における不正の存在は所与の事実であって、本件番組のタイトルを「調査報告 STAP細胞 不正の深層」とすることに、何らの問題もないと考える。</li> </ul> <p>また、本件番組は、正に視聴者に伝えるべき情報を、適切な表現手段で描いたものであり、申立人の人権を不当に侵害する問題のある番組とは考えていない。</p>
専門家の指摘の与える印象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件放送はその冒頭で、ネイチャー論文の内容について、「専門家」と紹介された数名の者に、「こういうのはありえないって感じ」、「うっかりしたミスではないよね」との発言を行わせた上で、「専門家たちは画像やグラフの7割以上に何らかの疑義や不自然な点があると指摘した」とナレーションに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも「疑義や不自然」と「不正」は異なる概念であって、本件番組でも区別して使用している。申立人は、両者を区別せずに主張を組み立てている点で誤っている。また、このナレーションは、実際に、7割以上の画像やグラフについて専門家が疑義や不自然な点があると指摘した事実を紹介したに過ぎず、NHK</li> </ul>

	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
専門家の指摘の与える印象	<p>述べさせている。この番組は、科学的検証番組という位置づけでありながら、全体を通して、7割もの何らかの疑義がどのように具体的にあるのかについて一切の説明がなされなかった。何らの科学的説明もないまま、「7割以上の不正」があったとする強いイメージを視聴者に与える番組構成は、強い意図をもって申立人らを断罪したとしかいえない。</p>	<p>の恣意的な評価が含まれている訳でもない。また、7割の画像やグラフに疑義や不自然な点があるという専門家の指摘は、「論文の図表の取り違い、図の作成過程での不適切な操作、実験機器の操作や実験法の初歩的な間違いなど、過失が非常に多いという問題である」とする調査報告書の記載にも合致している。</p>
CGやナレーション、その他演出の与える印象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組では、さまざまな場面で、色調およびBGMを巧みに使って極めて意図的なイメージ操作がなされ、上記の偏向的イメージを視聴者に植え付ける結果をもたらした。</li> <li>例えば、番組の冒頭部分で理化学研究所の発生・再生総合研究センターの見取り図がCGで現れ、女性の低い声でのナレーションが流された。これは、さながら事件発生現場の再現をほうふつとさせるものだった。</li> <li>・ CGで示された若山研の配置は重要なところが都合よく切り取られて、「奥まった場所」と言われている。奥にコンフォーカル顕微鏡や蛍光顕微鏡などが置かれていて、ほかの研究員が毎日、且つ長時間使用する。そのために申立人がここに一人でいたということはありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組において、実験室で何が行なわれていたのかを詳細に明らかにすることは極めて重要であり、CGやナレーションなどを用いて視聴者にわかりやすく伝えることは当然のことと考える。</li> <li>・ 若山研の研究員は、各自必要に応じて細胞培養室（マイクロマニピュレーター室の奥にある小部屋）に入って細胞の培養などをするものもあったが、頻度は多くなかった。メンバーは小保方氏についてはマイクロマニピュレーターの操作は行わず大半は細胞培養室で作業をしていたと証言している。培養室は中の様子は外からは見えにくく、中に入ってみないと誰がいるかもわからないことは、図面や画像、そして複数の証言をもとに確認した。</li> </ul>

	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申立人が若山研究室のES細胞を盗んだという印象を与えるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件放送は、全体の構成として、申立人が理研内の若山研究室にあったES細胞を「盗み」、それを混入させた細胞を用いて実験を行っていたかのようなイメージを視聴者に想像させる内容になっている。</li> <li>・ 本件番組では、遠藤博士のデータ解析によってSTAP細胞は「アクロシンGFP」だと判明したとした後、すぐに申立人の冷蔵庫に画面が移り、「ntES細胞 B6 GOF マウス Oct-4 GFP」（元留学生のES細胞）であるとわかっているES細胞を、あたかも元留学生が作成した「アクロシンGFP」（STAP幹細胞）であるかのように放送しており、NHKこそが細胞の中身をすり替えて報道している。</li> <li>つまり、「申立人の冷蔵庫にある元留学生のOct-4 GFP マウスES細胞をアクロシンGFPだと思いうように報道したのは、申立人が元留学生の細胞を盗んでいたように思わせる悪質なトリックであったと言える。</li> <li>・ 留学生のESはアクロシンESとは全く別物であるとNHKは確実に裏が取れたはずである。取らなかったと主張するなら明らかな取材不足であり、取れていたなら視聴者を意図的に誤導した放送内容である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクロシンが入ったES細胞がSTAP細胞の正体かもしれないというところまで伝え、若山氏と申立人に、このES細胞について尋ねたということ、まず1つの話として紹介した。次に、新たな話を始めるという意図を持って理研の外観の映像を出し、コメントについても、ES細胞を巡った次の新たな事実について述べると伝えた。</li> <li>・ STAP幹細胞が「アクロシンGFP」だと判明したシーンから、申立人の冷蔵庫のシーンまでの間には、6つのシーンがある。「すぐに申立人の冷蔵庫に画面が移り」は事実と反している。</li> <li>・ 一般の視聴者を基準に考えても、本来若山氏の研究室が保管しているべきES細胞が、小保方氏の研究室が使う冷凍庫から見つかったというのは不思議なことであり、疑問に思うのが当然だ。申立人の研究室なのだから、申立人が疑問に答えるべきと考えるが、申立人に取材を申し込んだものの回答をいただいていない。</li> <li>・ 遠藤高帆氏はSTAP細胞の正体が判明していなかった当時はもちろんのこと、現時点においても、まだすべてのSTAP細胞の正体が明らかになったわけではなく、留学生の細胞がSTAP問題に関連していなかったということは科学的にできないと指摘している。</li> </ul>

	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
実験ノートの引用方法とその放送に著作権違反があったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験ノートの所有権は理研に帰属するものではあるが、その内容に関する著作権は申立人にある。それにも関わらず、著作権者である申立人が当該著作物の内容の公開を認めていないにも関わらず、本人に無断でその内容を放送した行為は、明白な著作権侵害行為であり、刑事罰にも該当する。</li> <li>・ NHKは、「著作権法41条に基づき、適法な行為と考えます。」と主張している。しかし、著作権法30条から49条の「第5款 著作権の制限」の規定は、「著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」（著50条）と規定されており、公表権について著作権法41条の規定の適用はない。NHKによる公表行為は、申立人の著作者人格権たる公表権を侵害することは、議論の余地がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ STAP細胞の問題では、多数の研究者の方々が、問題に関わり、あるいは巻き込まれ、一般の方の高い社会的関心を集めた。申立人が、実際にどのように実験を行っていたのかを記した実験ノートの内容は、本件番組において紹介することが極めて重要なものであり、著作権法41条に基づき、適法な行為と考える。</li> <li>・ 未公表の研究で、まだどこにも公表していないのであれば別だが、実験ノートは華々しく公表し「ネイチャー」等にも掲載された論文の根拠になっているもので、且つ、世の中の耳目を集める対象になっている研究プロセスが問われる状況において、著作者人格権としての公表権が無条件に認められるという性質の著作物として元々作られているものなのか。</li> </ul>
申立人と笹井氏との間の電子メールの放送に問題があったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組において、申立人と共著者である笹井氏との間で交わされた電子メールの内容が、両者の同意もなく、完全に無断で公開された。これは、完全にプライバシーの侵害であり、また、通信の秘密に対する侵害行為だ。そのメールの内容という、科学番組という目的からすると全く重要ではない部分であって、他の意図のもとで流されたと言えないものだった。しかも、男性と女性のそれぞれの声優に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の論文作成にあたっては、共著者である笹井氏らが、いわば最後にチェックし承認しただけなのか、それとも作成に深く関わっていたのかが、非常に重要なポイントだったと考えられている。この点、本件番組で紹介した、申立人と笹井氏との間の電子メールは、笹井氏が、申立人に対し、画像やグラフの作成に関して具体的な指示を出していたことを裏付けるものであり、申立人の実験ノートと同様に、本件番組において紹介するこ</li> </ul>

	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
申立人と笹井氏との間の電子メールの放送に問題があったか	<p>よる感情を込めたような読み上げ方を          していて、あたかもその男女間にただ          ならぬ関係性があるかのような誤った          印象を与えるような印象が作られてい          て、（特に、以前にある週刊誌が、そ          のような視点で書かれた下劣な記事を          出していたことから、それを再度視聴          者に彷彿とさせるものとなってい          た。）およそ科学的検証番組とは相い          れない、まさに「下品で低劣」な人権          侵害行為と言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKが主張するような、笹井氏          の論文作成の上での積極的な関与など          は、最初から同氏の会見やマスコミ取          材等で説明されていることであり、そ          れを紹介すればすむことであって、メ          ールの公開によって裏づける必要性は          なかった。また、あのナレーション内          容で、そういう積極的関与の裏付けに          役立つようなものではない。</li> </ul>	<p>とが極めて重要なものだった。また紹介          したメールは、内容が業務に関するもの          であって、調査委員会にも検討対象資料          として提出されており、申立人は、プ          ライベートアドレスではなく、理化学研          究所から職務上付与されるメールアドレス          を用いてメールを送信している。</p> <p>以上のことから、本件番組における、当          該メールの紹介は、申立人に対する、違          法なプライバシーの侵害にはあたらない          と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該のメールは理研の調査委員会に          提出された公の資料で、笹井教授本人が          実験における自らのかわりを説明する          ために提出したものだ。一連のSTAP          細胞の件では、発表されたことが二転三          転することも多々あり、その中で我々が          重要と考えたのはとにかく事実を提示す          ることだった。メールのやり取りは笹井          教授が論文作成に確かに関わっていた明          確な証拠だ。</li> </ul>
取材方法に問題があったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組が放映される直前の平成          26年7月23日夜、申立人は再現実          験中の理研からの帰途において、本件          番組の取材班からバイクで追跡を受          け、ホテル内に逃げ込んで拒絶する申          立人を、ホテルの管理者の承諾もない          ままに、2台のカメラマンを含む5名          で追い回し、取り囲むなど暴力的取材          行為を強行し、その際には逃げる申立          人をエスカレーターで挟み撃ちにした          あげく、申立人に負傷させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の申立人に対する直接取材は、報          道機関として、可能な限り当事者を取          材すべきとの考えから行ったものだ。この          直接取材は、いきなり行ったものではな          く、申立人の代理人を介して繰り返し取          材申し込みをしていたものの、返事をい          ただけなかったことから直接伺ったもの          だった。また、取材場所も、公道からホ          テルのショッピングエリアにかけてのパ          ブリックスペースにおいて、コメントを          求めたものであり、直接取材を行ったこ</li> </ul>

	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
取材方法に問題があったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取材行為についてはNHKから代理人への口頭での謝罪はあったものの、本件番組内での謝罪も説明もなく、申立人の負傷に対する問い合わせすらなく、違法取材の加害者という感覚すら有していないものと思わざるを得ない。</li> <li>・ 前後に挟まれて、マイクのふわふわした部分をほほにあてられ、前後からテレビカメラを寄せられて質問攻めにあった。</li> <li>・ 全身が硬直し、力みながら一生懸命下りエスカレーターを上りつつ、相手と接触したが怖くて顔を上げることが出来なかった。</li> <li>・ 申立人は、この間、カメラを向けられ、ほほにマイクを当てられた時の余りの恐怖に強く力み、相手記者と接触した首筋は背中まで痛みが走っていて、また逆走した時に強くつかんだ右手も手を握れないほどの激痛だった。</li> <li>・ （エスカレーターでの出来事の後）エレベーターに乗りロビー階でドアが開いたところ、NHKの記者が乗り込んできたため、申立人はエレベーター</li> </ul>	<p>と自体は問題がなかったと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取材班が二手に分かれて近づいた結果、エスカレーター付近において前後から挟んで進路を塞ぐ形となった点については、安全面での配慮に欠ける問題のある取材手法であったと反省している。このため、NHK大阪放送局の報道部長と取材統括デスク、それに担当記者の3人が申立人代理人と面会しおわびをしている。</li> <li>・ 申立人と接触していない。申立人が左手を前に出したことはあったが、マイクが申立人の顔に当たるようなことは一度もなかった。</li> <li>・ 接触した可能性があるのは2人の記者だが、いずれも、申立人と接触した形跡はない。特に、首筋が相手と接触するためには相当程度密着している必要があるが、そのような状況自体も生じていない。</li> <li>・ エスカレーターを逆走した際に右手を強く掴んだとの主張について、申立人は右手を上に向けてカバンの持ち手とマスクを握っていて、右手で何かを強く掴んだということは確認できなかった。</li> </ul>



	申立人（小保方 晴子氏）	被申立人（NHK）
取材方法に問題があったか	<p>から降りて女子トイレに駆け込んだが、トイレの中まで女性の記者が入ってきて、誰かに助けを求める電話をかけても盗み聞きされる状況となった。その女性記者は電話で外にいる仲間に状況を報告しているようだった。その後、付き人がホテルスタッフに助けを求めた結果、ホテルスタッフが助けに来て、その誘導のもとで、申立人は、ようやく従業員通路から外部に脱出するに至った。</p>	
局への要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組の放送は、申立人らに対する著しい人権侵害行為があったと考えており、申立人及び笹井氏への被害を回復するための公式謝罪を行なうとともに、なぜこういった極めて偏向した番組作りが行われたのかについて、検証する作業を行って公表し、今後同じような番組作りがなされないような体制づくりなどの適正な対応を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件番組は、STAP細胞論文に関わる不正が「なぜ行われ」「なぜ見過ごされて来たのか」という、まさに“不正の深層”を調査報道として検証したものだ。公共の利益にかない国民の知る権利にも応えたものであり、申立人の人権を不当に侵害するものではないと考える。</li> </ul>

## VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	審 理 内 容 等
2014年 7月27日	NHK、『NHKスペシャル 調査報告 STAP細胞 不正の深層』を放送
10月20日	申立人、NHKに「抗議書」を送付
11月 6日	NHK、申立人に「回答書」を送付
2015年 7月10日	申立人、委員会に「申立書」を提出
8月 5日	NHK、委員会に「経緯と見解」書面を提出
8月18日	第223回委員会、本件申立ての審理入りを決定
9月 1日	NHK、委員会に「答弁書」を提出
9月15日	第224回委員会 審理
9月17日	申立人、委員会に「反論書」を提出
10月 8日	NHK、委員会に「再答弁書」を提出
10月20日	第226回委員会 審理
11月17日	第227回委員会 審理
12月15日	第228回委員会 審理
2016年 1月19日	第229回委員会 審理
2月16日	第230回委員会 審理
3月15日	第231回委員会 審理
4月19日	第232回委員会 審理
4月26日	第233回委員会 申立人ヒアリング 審理
5月15日	申立人、委員会に「ヒアリング補充書面」を提出
5月17日	第234回委員会 審理
5月31日	第235回委員会 NHKヒアリング 審理
6月17日	NHK、委員会に「ヒアリング追加質問への回答」等を提出
6月21日	第236回委員会 審理
7月19日	第237回委員会 審理
8月 9日	第1回起草委員会
8月16日	第238回委員会 審理
9月 2日	第2回起草委員会
9月13日	第239回委員会 審理
10月18日	第240回委員会 審理
10月31日	第3回起草委員会
11月15日	第241回委員会 審理
11月30日	第4回起草委員会
12月20日	第242回委員会 審理
2017年 1月17日	第243回委員会 審理、「委員会決定」案を了承
2月10日	「委員会決定」を通知・公表



放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武 則
委員長代行	市川 正 司
委員	紙谷 雅 子
委員	城戸 真亜子
委員	白波瀬 佐和子
委員	曾我部 真 裕
委員	中島 徹
委員	二 関 辰 郎